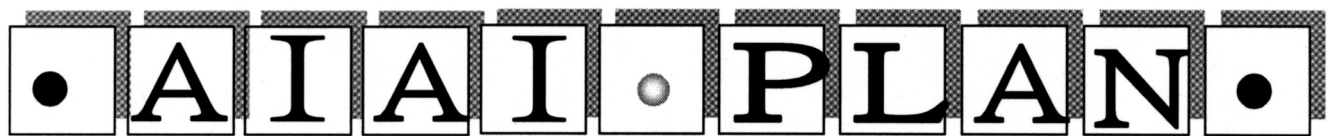


誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち「立川」
〈地域福祉市民活動計画〉



第3次「立川あいあいプラン21」

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会

誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち「立川」

第3次立川あいあいプラン21

〈地域福祉市民活動計画〉

近年の地域社会は、少子高齢化の進展や近隣関係の希薄化などにより、人と人とのつながりが減退傾向に見受けられます。また、世界的な経済不況が雇用の悪化や失業者の増加などにつながり、職や住居を失い日々の生活に苦慮されている市民が増加しています。

このような中、本会では、平成 17 年度から多くの市民や関係機関、行政との連携のもと、第 2 次「立川あいあいプラン 21」を推進し、地域福祉コーディネーターの配置などを具現化しながら、地域福祉の推進を図ってまいりました。そして、平成 20 年度からは、第 2 次プランの推進と並行して、市民参画による第 3 次「立川あいあいプラン 21」策定委員会を組織し、新たな計画の策定にご尽力いただき、ここに、『誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち「立川」』を標榜する第 3 次「立川あいあいプラン 21《地域福祉市民活動計画》」を策定することができました。策定委員のみなさまの精力的な活動に心から感謝申し上げます。

この計画では、「住民が力を発揮し協働できるまち」、「孤立なく支えあえるまち」、「互いに尊重しともに生きるまち」、「誰もが必要なサービスを利用できるまち」という 4 つのまちを目指すために、平成 22 年度から 26 年度までに推進する 63 の実施プランを掲げ、本会が市民のみなさまや関係機関、行政などと連携、協働しながら、地域社会の課題解決、地域福祉の推進を計画的に進めるものとなっています。

現在の地域社会や住民の課題を解決し、『誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち「立川」』を築くために、多くの市民のみなさまのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

2010 年 5 月

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会
会 長 小川 富史

はじめに

I 第3次「立川あいあいプラン21」の策定にあたって	1
1 地域福祉市民活動計画「立川あいあいプラン21」とは	1
2 社会福祉を取り巻く環境の変化	1
3 地域社会の課題	2
4 地域福祉の推進と第3次「立川あいあいプラン21」	2
5 第2次「立川あいあいプラン21」の評価	4
II 第3次「立川あいあいプラン21」の概要	6
1 第3次「立川あいあいプラン21」の理念	6
■地域社会のあるべき姿	
■地域福祉推進を目的とした立川市社協の「活動理念」	
■立川市社協の「使命」	
2 第3次「立川あいあいプラン21」の体系	6
■4つのめざすまち	
■4つの目標	
■5つの重点推進事項	
3 活動計画の内容	11
■目標1「学ぶ」～市民の主体的な学びの推進	11
①地域における多様な学びの場づくりの推進	
②市民活動情報の受発信の強化と相互交流の促進	
③市民活動団体の設立および運営の支援	
■目標2「参加する」～市民活動の推進と地域福祉への参加	14
①市民活動の推進	
②ボランティア・NPO・地域関係団体のネットワークの形成	
③市民と行政機関との協働の推進	
■目標3「つながる」～地域課題に対応する住民福祉活動の推進	18
①住民参加による「福祉のまちづくりの場」の醸成	
②「地域福祉コーディネーター」の配置	
■目標4「安心できる」～地域における総合相談支援体制の充実	21
①市民参画による権利擁護のしくみづくり	
②地域包括ケアの推進	
③総合的な相談窓口機能の充実	

④関係機関との連携による地域生活支援の充実

4 推進と評価 29

■第3次「立川あいあいプラン21」の推進

■計画の見直しや評価

Ⅲ 地域福祉推進に向けた組織の発展・強化 31

■基本方針

■役職員行動指針

1 組織運営体制の充実・強化 31

■会員制度

■理事会・評議員会

■委員会等

■事務局・職員

2 地域福祉推進のための財政基盤の強化 37

1) 自己財源

■会費・共同募金収入

■寄附金収入

■基金の運用

■事業収入

2) 公的財源（補助金・受託金）

Ⅳ 第3次「立川あいあいプラン21」策定までのプロセス 42

Ⅴ 資料 46

おわりに～第3次「立川あいあいプラン21」の策定を終えて

Ⅰ 第3次「立川あいあいプラン21」(地域福祉市民活動計画)の策定にあたって

1. 地域福祉市民活動計画「立川あいあいプラン21」とは

- 少子高齢化の進展による家庭機能の変化、近隣関係の希薄化など、地域社会が変化する中、公的福祉サービスの充実とともに、市民が参加し市民自らの取り組みによる地域社会の創造、地域福祉の推進が必要になっています。地域福祉市民活動計画とは、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として規定されている社会福祉協議会（以下「社協」という）が、市民や地域の様々な関係機関・団体と協働しながら、住民サイドから地域福祉を計画的に推進する計画です。
- 立川市社会福祉協議会(以下「本会」という)では、1994（平成6）年度から、市民参加による地域福祉の推進を目的として、「地域福祉市民活動計画」である「立川あいあいプラン21」を策定し、市民や行政、関係機関と連携、協働しながら多様な地域福祉推進活動を行ってきました。
- 第1次「立川あいあいプラン21」は、1994（平成6）年度から2003（平成15）年度までの10年間の計画とし、「東京都地域福祉推進計画」、「立川市地域福祉総合計画」とあわせて三相の計画と位置づけ、互いに補完しあい、連携をとりながら立川という地域全体の福祉を進めてきました。
- 第2次「立川あいあいプラン21」は、2005（平成17）年度から2009（平成21）年度までの5年間の計画として、地域福祉コーディネーターの配置や市民の権利を擁護する仕組みづくりなどを掲げました。また、策定にあたっては、立川市の「立川市地域福祉計画」と計画期間を合わせ、施策の整合を図りながら策定するとともに、計画の推進においては、共同の事務局を設置して、地域福祉の推進を図ってきました。

2. 社会福祉を取り巻く環境の変化

第1次プラン策定からの15年間を振り返ってみると、社会ではさまざまな変化が起きました。

- 1995（平成7）年の阪神淡路大震災に際して、多くの市民が被災地の復興支援のためにボランティア活動に携わったことが契機となり、この年は「ボランティア元年」と呼ばれています。
- そして、ボランティア活動に注目が集まったことから、既存のボランティア団体の立場を強化すべきという声が高まり、法人格を付与することが検討され、1998（平成10）年に特定非営利活動促進法（NPO¹法）が施行されました。
- これを機に、多様化するニーズに対応する目的別に組織されたさまざまな市民活動団体が生まれるとともに、活動の拡がりをみせました。
- 一方、社会福祉の基礎構造改革に関する本格的な検討が始まり、2000（平成12）年4月からは介護保険法が施行され、行政による措置制度から利用者とサービス提供事業者との契約制度へと変化し、多様なサービス供給主体が参入してサービス提供をする時代を迎えました。
- 2000（平成12）年6月には、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、福祉サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化、地域福祉の推進などを目的とした社会福祉法が

¹ NPO…Non Profit Organizationの略。一般的に民間非営利組織(社会福祉法人やボランティアグループなども含む)、市民活動団体のことを指すが、協議の意味では、特定非営利活動促進法(NPO法)の規定により設立された法人格を持つ団体を指す場合もある

成立しました。

○2005（平成 17）年になると、1 年前の推計人口と比較して約2万人の減少となる人口減少社会が到来しました。（出典：内閣府『平成 18 年版少子化社会白書』）

○2006（平成 18）年には、障害者施策の一元化や就労支援の強化、安定的な財源確保などをポイントとする障害者自立支援法が施行されました。

○2008（平成 20）年～2009（平成 21）年には、世界的な不況による景気の低迷、雇用の悪化などから離職し住居を喪失する方が増えました。

3. 地域社会の課題

第3次プランの策定にあたっては、住民参加の地域懇談会の開催や関係者への「地域福祉の推進に関するアンケート（個人&団体）」（※巻末資料参照）を実施しました。それらの機会に寄せられた市民の声や窓口に寄せられる相談などから、次のようなことが地域社会の課題としてあげられました。

- 少子化や自治会加入率の低下などによる地域のつながりの希薄化
- 地域での見守り、支えあい機能の低下
- 話し相手、相談相手不在による、住民の孤立化や悪質商法被害などの増加
- 子どもや高齢者に対する虐待の増加
- 子どもが集う場所の不足
- 災害時の不安
- 職や住居の喪失者の増加・・・など

このような地域の諸課題を解決していくためには、住民をはじめ、地域のさまざまな団体や関係機関、行政等が連携して取り組んでいくことが不可欠です。地域福祉を推進していくことは、そのプロセスにおいて、そうした人たちが協働し、それぞれがそれぞれの役割を担いながら、課題解決にあたることが重要となります。

4. 地域福祉の推進と第3次「立川あいあいプラン21」

社協は、社会福祉法第 109 条（市町村社会福祉協議会）に定められた地域福祉の推進を目的とする団体です。

○「地域福祉の推進」については、社会福祉法第4条に、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。

○このように、社協は多くの市民が参加・協力して、誰もが地域社会を構成する一員として尊重され、多様な分野の活動に参加できるように、地域福祉の推進を行う市民の協議体として、その活動をさらに発展させ組織を強化していく必要があります。

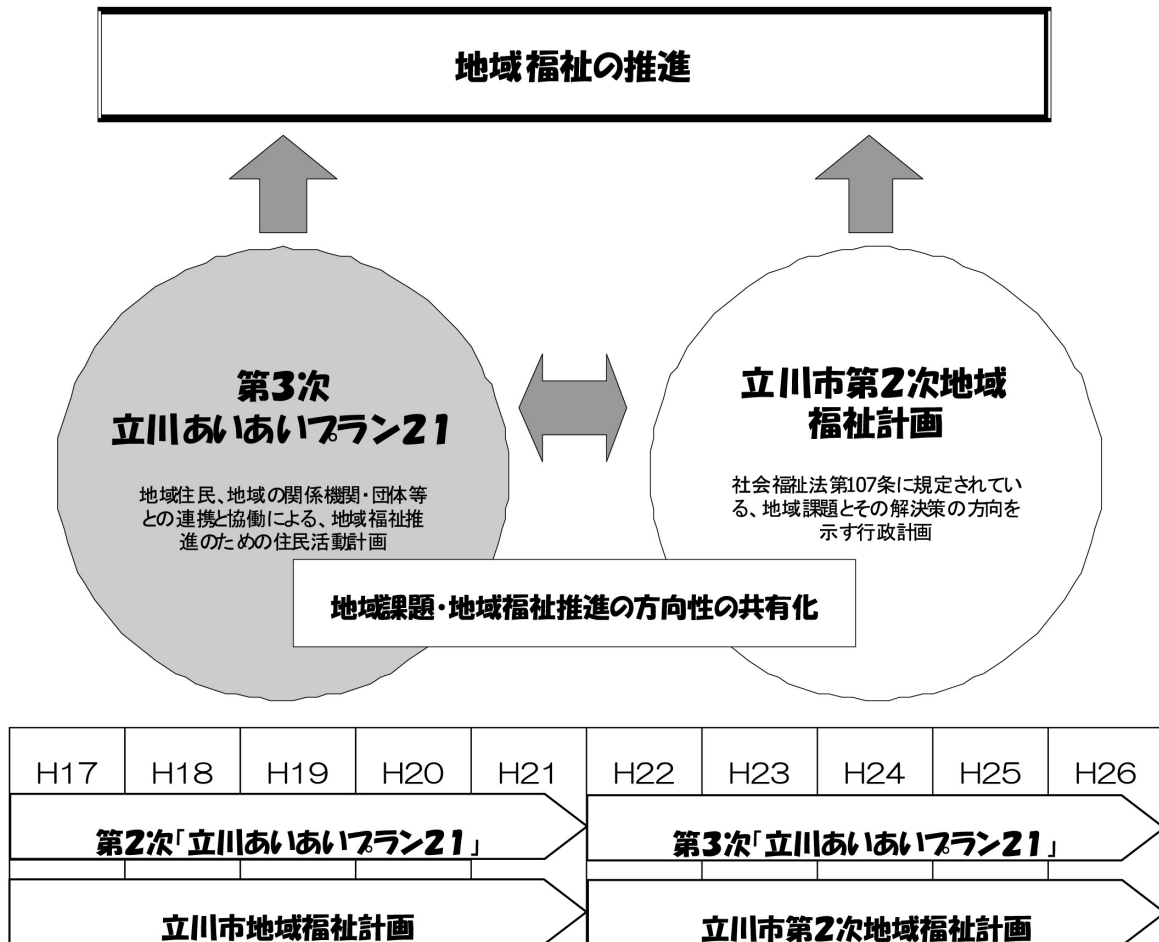
○今期の第3次「立川あいあいプラン 21」については、地域福祉活動計画の策定と併せて、社協を取り巻くさまざまな環境の変化を見据えながら、市民に信頼され、ともに歩む社協の組織基盤面の発展・強化に関する計画も盛り込んでいます。

○なお、第3次「立川あいあいプラン 21」の推進期間は、2010（平成 22）年度から 2014

(平成 26) 年度までの5ヵ年とします。

○第3次「立川あいあいプラン 21」は市民が主体的に地域福祉を推進していく計画として、立川市が策定する「立川市第2次地域福祉計画」と整合を図り、それぞれの役割に応じた施策を展開し、地域福祉推進の両輪として機能するように位置づけます。

第3次「立川あいあいプラン21」と立川市第2次地域福祉計画



第3次「立川あいあいプラン 21」と「立川市第2次地域福祉計画」

5. 第2次「立川あいあいプラン21」の評価

第2次「立川あいあいプラン21」は、2005（平成17）年度に「推進検討委員会」を設置して、具体的な計画の推進を図ってきましたが、3年目を迎えた2007（平成19）年度から、市民参画による「推進評価委員会」を設置して、計画の推進とあわせて評価を行ってきました。

評価については、自己評価とそれぞれの取り組みに関わった市民へのアンケート調査の結果を総合的に判断し、「推進評価委員会」として下記のとおりまとめられました。

目標	具体的な取り組み	評価点
目標1 ■ 地域課題に対応する住民 福祉活動の推進	1、「福祉のまちづくりの場・協議会 ² 」への 「コーディネーター」の配置	まちづくりの場● ★★（全地区に配置できなかった） コーディネーター● ★★★★（市民満足度は高い）
	2、「地域懇談会」の開催による地域課題の 把握とその解決の推進	★★★★（今後の発展性、可能性を含み）
	3、「支えあいサロン」の促進と「グッドネ イバー運動の発展」	サロン● ★★★★（サロンの増加、活動者の満足度は高い） グッドネイバー● ★★（活動者の満足度等は高くない）
目標2 ■ボランティア・NPO 活 動の推進	1、市民参画による「市民活動センターたち かわ」の運営	★★★★（積極的な市民運営が伺えるが運営委員の満足度は、必ずしも高くない）
	2、市民参画による政策提言と市民と行政の 協働の推進	★★★★（協働の推進は難しいが、土俵を作っている）
	3、市民、ボランティア、NPO 団体、企業、 学校のネットワークの形成	★★★★（総合学習におけるネットワークは進んでいる）
	4、ボランティア・市民活動団体の活動支援	★★★★（支援は充実している）
目標3 ■市民の主体的な学びの 支援	1、ボランティア・市民活動情報の受発信の 強化	★★★★（利用者の満足度は高い）
	2、地域における多様な学習の場の設定	★★★★（市民おもしろ大学、地域猫会議、防災プログラム、などを設定している）
	3、学校教育における市民学習・福祉教育へ の支援	★★★★（学校関係者や協力者の評価は高い）

² 福祉のまちづくりの場・協議会・・・もともと、台・舞台などの意味としての「プラットホーム」であり、概ね「町」を段位に1カ所の設置を目指し、地域住民の交流の促進や生活課題の把握とその解決のために、住民の声や情報などが常時集まるような住民による福祉活動の拠点をイメージしている。

目標4 ■市民の権利を擁護する 仕組みづくり	1、「地域あんしんセンターたちかわ」の機能強化	★★★★（法人後見の実施、弁護士などとの連携など、高レベルである）
	2、関係機関とのネットワークに基づく福祉サービスの向上	★★★（地域包括支援センターや居宅事業所などとの連携はできている）
	3、地域包括支援センターの運営	★★★（高レベルの事業展開も住民認知度が低い）
目標5 ■市民の生活支援のための 相談体制・情報提供の充実+	1、相談機関間の連携強化	★★（地域包括支援センターは行っているが社協全体では取組みが弱い）
	2、地域におけるニーズの早期発見と予防の取組みの推進	★★（民生委員等との連携はあるが、見守りネットなどの発展を期待したい）
	3、専門相談事業の充実	★★（利用者の満足度は高いが量的に不足している）
	4、地域のセーフティネットの構築	★★（個別部署の取組みは高いが、社協全体でのネットワーク化が図られていない）

＊評価は、具体的な取組みに関連した市民へのアンケート調査の満足度を中心としました

＊評価点は、★4つが「非常に推進できた」、3つが「概ね推進できた」、2つが「あまり推進できなかった」、1つが「推進できなかった」としています。

「立川あいあいプラン21」推進評価委員会による第2次プラン評価

このような評価をいただきましたが、目標に掲げた「地域課題に対応する住民福祉活動の推進」を図るための、「地域福祉コーディネーター」の配置を実現できたことは、大きな成果でした。

また、「ボランティア・NPO活動の推進」、「市民の主体的な学びの支援」といった目標については、市民参画による「市民活動センターたちかわ」を運営し、ボランティア・市民活動団体数の着実な増加や「都立高校の奉仕体験活動」、「小・中学校の総合学習の時間」への市民参加を進めることができました。

そして、「市民の権利を擁護するしくみづくり」については、「地域あんしんセンターたちかわ」を運営し、成年後見制度における「法人後見の受任」や適切な保証人がいない市民等を対象とした「たちかわ入居福祉支援制度」の実施といった具体的な取り組みを具現するとともに、地域包括支援センターを運営し基幹的な役割を行政と連携して担い、地域の包括的ケアの取り組みを進めることが出来ました。

しかし、「市民の生活支援のための相談体制・情報提供の充実」については、「相談機関間の連携強化」や「地域におけるニーズの早期発見と予防の取組みの推進」などは、高い評価ではなく課題も残りました。

本会では、こうした評価や取り組みを第3次「立川あいあいプラン21」に活かして、計画を策定していきます。

II 第3次「立川あいあいプラン21」の概要

本計画は、その目的や役割、外部環境の変化、地域の諸課題などを踏まえて、地域社会のあるべき姿を目指し、市民参加による地域福祉活動推進の事務局としての社協の組織理念や使命を定めて推進していきます。

1. 第3次「立川あいあいプラン21」の理念

■地域社会のあるべき姿

- その人らしさが尊重される地域社会
- 安全で安心して暮らせる地域社会
- 温かな笑顔があふれる地域社会
- 多様な市民の参加と連携、協働のある地域社会

■地域福祉推進を目的とした立川市社協の「活動理念」

「誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち立川」の実現

～市民がお互いに、励まし、たすけあい、生活課題を抱えている人々を支え、前向きに生きていく力となるために、多様な人々が参加・協働する住民主体の地域社会の実現を立川市社協はめざします

■立川市社協の「使命」

住民主体による福祉コミュニティづくり

- ◆住民主体による…住民の主體的な活動や役割が保障され、多様な場面で住民参加や住民同士（行政、団体、企業等を含む）の連携、協働がある状態
- ◆福祉コミュニティ…誰もがその人らしく幸せに暮らせる地域社会

2. 第3次「立川あいあいプラン21」の体系

本会の活動理念である「誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち立川」の実現のためには、先に述べた地域社会のあるべき4つの姿について、立川らしい地域社会のあり方を市民とともに探求し、学び、そして実践していく必要があります。

2008（平成20）年12月に行った『地域福祉の推進に関するアンケート（個人&団体）』結果によると、①孤立しやすい高齢者や住民を地域で支える仕組みづくりの必要性、②住民相互でつながる・住民相互がつながる場の設置、③必要な人、必要な場所、必要な時に必要な情報の提供、④その人らしい生き方を多様に支援する体制づくり、といった4つの生活課題に関する取り組み案について、多くの意見が挙げられていました。そして上記アンケートの提案とともに、地域懇談会や策定委員会において挙げられた意見を参考に、「立川らしいまちのあり方」を、「4つのめざすまち」として本プランでは提案しました。

■4つのめざすまち

- 住民が力を発揮し協働できるまち
- 互いを尊重しともに生きるまち

○孤立なく支えあえるまち

○誰もが必要なサービスを利用できるまち

4つのめざすまちの実現には、市民のみなさんとともにつくり上げるべき活動の目標となるものが必要となります。

そのためのキーワードとして『学ぶ』『参加する』『つながる』『安心できる』の4つを設定しました。これは『市民自らがさまざまなことを学び、参加し、地域とつながることで、安心できるまちづくり』を実現しようという活動全体の方向性やその過程を示したものです。そしてひとつひとつのキーワードを具現化するための目標を個々に掲げ、取り組むべき具体的な活動へとつなげています。

■4つの目標

○「学ぶ」 目標1 ●市民の主体的な学びの推進

○「参加する」 目標2 ●市民活動の推進と地域福祉への参加

○「つながる」 目標3 ●地域課題に対応する住民福祉活動の推進

○「安心できる」目標4 ●地域における総合相談支援体制の充実

■5つの重点推進事項

また、プランの推進にあたり、とくに重点的に取り組んでいく活動を5つ決めました。

○「地域福祉コーディネーター」による住民福祉活動の推進

◆2007（平成 19）年度から、栄町・若葉町をモデル地域にして、地域福祉コーディネーター1名を配置しました。地域福祉コーディネーターは、地域のさまざまな団体の活動情報を収集し、地域住民の相談に応じて必要なサービスや機関につなげるとともに、地域の団体によるゆるやかなネットワークを活用して、住民の生活課題の解決を図り、地域包括支援センターや関係団体などから高い評価をいただきました。本会では、今後も立川市と連携を図りながら、市内の6生活圏域全てに地域福祉コーディネーターの配置をめざします。

【つながるプラン②-1】

○地域住民の孤立の防止

◆住民の誰もが地域のなかで孤立した生活を送ることがないように、住民の「縁側」やたまり場・交流の場としての「支えあいサロン」活動を推進していきます。また、地域のなかでの住民相互のたすけあい活動を支援し、その組織化を行い、地域の福祉力の向上をめざします。

【つながるプラン①-2】

○市民参画による権利擁護の推進

◆判断能力に不安のある市民が、適切な福祉サービス等を利用しながら安心して生活できるよう、福祉サービスの利用にかかる総合相談や日常生活自立支援事業³、成年後見制度⁴の普及や利用支援の充実を図るとともに、市民による後見サポーター⁵の養成に取り組んでいきます。

【安心プラン①-2】

³ 日常生活自立支援事業・・・認知症高齢者や知的障害者・精神障害者などで、判断能力が十分でない市民の自己決定を尊重し、福祉サービスの利用援助、日常生活の金銭管理、重要な書類等を預かるサービスを本人との契約により実施する事業

⁴ 成年後見制度・・・判断能力が十分でない市民を保護するために、そうした方が行うべき法律行為や財産管理などを他の者が代理して行うことを有効にすることによって支援するための制度

⁵ 後見サポーター・・・ここでは、本会が行う法人後見（⇒p23）受任ケースの担当者をいう

○市民の主体的な学習活動の推進

- ◆市民のだれもが、生涯にわたっていきいきと生活していくためには、市民生活のさまざまな分野に関する学習を市民自ら行っていくことが大切です。本会は、市民が主体的に学んでいくことができる機会や場づくりを支援していきます。【学ぶプラン①-2】

○市民の生活課題に応じた相談事業の実施

- ◆2008（平成 20）年秋頃からの世界的な不況による景気の低迷や雇用の悪化などから、所得の低下や離職により、住居を喪失するおそれがあるなど生活不安を抱える市民が増加しています。このような生活課題に对应していくため、ハローワークや東京都、立川市と連携のもと、就労や住居の確保に関する支援策に取り組んでいきます。また、市民が安心して暮らせるよう、法律や相続などに関する専門相談を行います。【安心プラン③-1】

地域社会のあるべき姿・市民生活の向上を目指して～第3次「立川あいあいプラン21」

～その人らしさの尊重、安全で安心、あふれる温かな笑顔、多様な市民の参加と連携、協働～

地域住民の困りごと・不便・不安・願い

例えば・・・

【一人暮らし高齢者】

- ・買い物袋を持って歩けない
- ・電球が交換できない
- ・ゴミ出しを頼めない
- ・悩みを話せる人がいない

【災害発生時】

- ・身体が不自由な人や乳幼児のいる家庭の避難が不安

【地域の治安】

- ・悪質商法の被害に遭わないか、不審者に狙われないか不安

【住民の交流・社会参加】

- ・気軽に集まり交流できる場が欲しい
- ・人間関係を広げたい
- ・地域の役に立つ活動に参加したい
- ・色々なことを学びたい

住民の生活課題の明確化

住民主体

民間の活動計画

行政の施策

住民のまちのあいたい姿・将来像

「立川あいあいプラン21」

誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち「立川」

【めざすまち】

- 住民が力を発揮し協働できるまち
- 互いを尊重しともに生きるまち
- 孤立なく支えあえるまち
- 誰でも必要なサービスを利用できるまち



「学ぶ」「参加する」「つながる」「安心できる」

様々な分野にわたる具体的な市民活動計画を策定

地域福祉推進の両輪

立川市地域福祉計画（行政）

「協働し、参加し、自らつくるまちづくり～全ての人がいきいきと暮らす地域を目指して～」

具体的な取り組み内容

例えば・・・

○地域福祉コーディネーターによる住民福祉活動推進

住民の相談内容に応じた必要なサービスや機関へのつなぎ、地域の団体とのネットワークを活用した生活課題解決ほか

○地域住民の孤立の防止

地域住民の孤立防止、住民のたまり場・交流の場、たすけあい活動の組織化ほか

○市民参画による権利擁護の推進

高齢者見守りネットワーク、認知症サポーター養成、生活支援員や後見サポーター活動ほか

○市民の主体的な学習活動の推進

小中学校での出前講座、市民おもしろ大学、高等学校での奉仕体験授業ほか

○市民の生活課題に応じた相談事業の実施

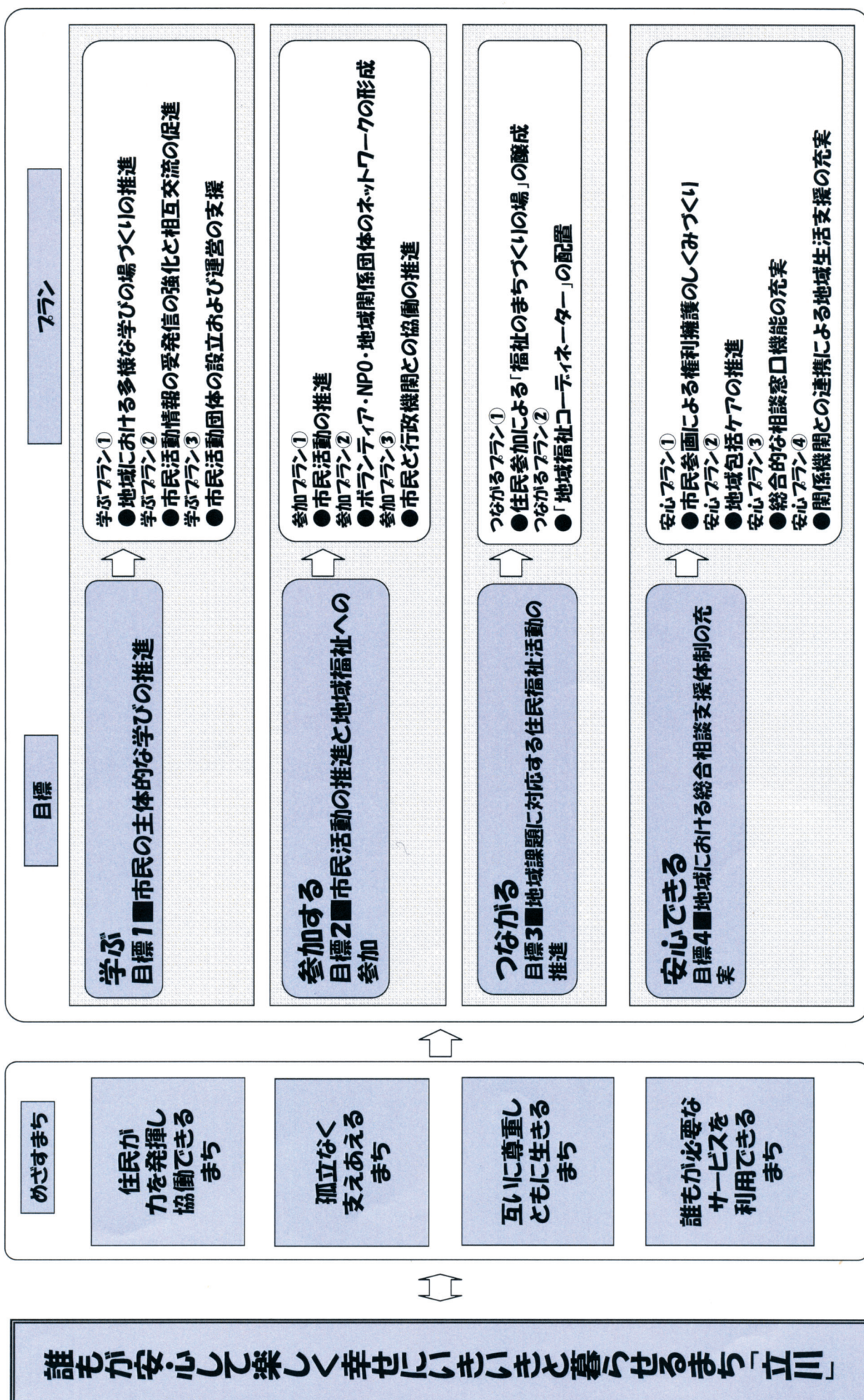
専門職による専門相談（法律・成年後見・相続相談他）、介護予防講座ほか

「共に考え、行動する」

住民の参画・行動

ネットワークでの支えあい

第3次「立川あいあいプラン21」体系図



3. 活動計画の内容

目標1 「学ぶ」～市民の主体的な学びの推進

学ぶプラン①・地域における多様な学びの場づくりの推進

学校における福祉教育は、青少年期から多様な人々や地域社会への理解を深め、地域人材の育成に重要な役割を持っています。これまで市民活動センターたちかわでは、小中学校の総合学習、都立高等学校の奉仕体験授業への協力の一環として、学校と市民活動団体や多様な協力者（障害者や自治会役員等地域住民、災害ボランティア経験者）をつないできました。これからは学校と協力者とのかかわりが広がるような支援に取り組んでいきます。

また、地域での人材の育成や、課題を解決するための学びの場の必要性が高まっており、地域活動の学びの場をつくり、多様な人材の育成、地域課題の解決を進めます。

具体的な取り組み

①-1・地域住民との連携による学校での福祉教育の推進

○学校を核とした市民学習支援、地域づくり（小中学校・高等学校への出前講座の実施、地域住民のコーディネート）を行います。

○多様な機関と連携して、市民に向けた多様な学習の機会をつくれます。

おもな実施プラン

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
1	小中学校での出前講座の実施【自主財源：維持】 ＊平成 21 年度実績／開催校数 15 校・体験人数 2500 名				
	開催校数 ・体験人数 15 校 ・2,500 名	15 校 ・2,500 名	15 校 ・2,500 名	15 校 ・2,500 名	15 校 ・2,500 名
2	高等学校等での福祉体験授業やボランティア活動への協力【自主財源：維持】 ＊平成 21 年度実績／開催校数 3 校・体験人数 4,000 名				
	開催校数 ・体験人数 3 校 ・4,000 名	3 校 ・4,000 名	3 校 ・4,000 名	3 校 ・4,000 名	3 校 ・4,000 名

具体的な取り組み

①-2・市民の主体的な学習活動の推進

○グッドネイバー⁶推進団体、自治会、老人クラブ等による、福祉学習の開催支援を行います。

○おもしろボランティア大学等の講座を開催し、市民講師の開拓、市民学習を推進します。

○地域学習館（旧公民館）等と連携して市民学習の推進を行います。

⁶ グッドネイバー（運動）・・・ももとの意味は「よき隣人」。誰もが気軽にたすけあう地域社会をつくるための第一歩として、例えば近所づきあいのなかから（気配りやあいさつなど）、助けを必要としている人を支えあえるような活動

おもな実施プラン

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
3	地域団体による福祉学習活動の開催支援【自主財源：維持】 *平成 21 年度実績／3 回・114 名				
	8 回・160 名 ／年	9 回・180 名 ／年	10 回・200 名 ／年	11 回・220 名 ／年	12 回・240 名 ／年
4	おもしろボランティア大学の開催【自主財源：新規】				
	4 回・60 名 ／年	4 回・75 名 ／年	4 回・90 名 ／年	4 回・105 名 ／年	4 回・120 名 ／年
5	地域学習館運営協議会への参画【自主財源：維持】 *平成 21 年度実績／6 館・45 回				
	参加館数 ・参加回数 6 館・60 回 ／年	6 館・60 回 ／年	6 館・60 回 ／年	6 館・60 回 ／年	6 館・60 回 ／年

学ぶプラン②・市民活動情報の受発信の強化と相互交流の促進

本会が、2008（平成 20）年 12 月に実施した「地域福祉の推進に関するアンケート」調査結果（※巻末資料参照）では、団体間情報の伝達不足が課題としてあがっていました。また、地域の団体や市民活動団体等の、市民に対する情報発信を支援する取り組みの継続も求められています。本会は、市民が身近なところで必要な情報を収集し、地域での学習会や講習会、地域活動等に主体的に参加できるよう、広報紙「あいあい通信」やホームページなどを活用し、情報提供の充実を図っていきます。

具体的な取り組み

②-1・市民活動情報の受発信機能の強化

○市民活動情報を収集するとともに、広報紙「あいあい通信」、市民活動センターたちかわ通信、ホームページ、登録団体紹介冊子の発行、総合福祉センター内の情報・図書コーナー等を充実し、市民活動情報の受発信機能の強化を図ります。

○地域の情報や市民活動情報を掲載したメールマガジンの発行など、インターネットや E メールを活用した情報提供ツールを検討します。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
6	広報紙「あいあい通信」の発行【自主財源：維持】 *平成 21 年度実績／5 回・380,000 部				

	5回・ 380,000部 ／年	5回・ 380,000部 ／年	5回・ 380,000部 ／年	5回・ 380,000部 ／年	5回・ 380,000部 ／年
7	市民活動センターたちかわ通信の発行【自主財源：維持】 ＊平成21年度実績／37,100部				
	10回・ 70,000部 ／年	10回・ 70,000部 ／年	12回・ 90,000部 ／年	12回・ 90,000部 ／年	12回・ 90,000部 ／年
8	社協ホームページの充実および定期更新【自主財源：維持】 ＊平成21年度実績／社協11,000件・市民活動センター24,000件				
	アクセス件数 35,500件 ／年	36,000件 ／年	36,500件 ／年	37,500件 ／年	38,000件 ／年
9	メールマガジンの発行【自主財源：新規】				
	内容検討	発行回数 6回／年	6回／年	9回／年	12回／年

学ぶプラン③・市民活動団体の設立および運営の支援

ボランティアグループ、市民活動団体の設立や運営実務について悩みを抱えている団体は多くあります。NPO法人の設立や、市民活動団体の運営基盤づくりの支援策として講座・研修会等を開催し、市民活動団体の運営を支援していきます。

具体的な取り組み

③-1・市民活動講座・研修会等の開催

- NPO法人設立ガイダンス、市民活動団体に向けた実務講座、マネジメント講座を開催し、市民活動団体の設立および運営を支援します。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
10	市民活動講座等の開催【受託：維持】 ＊平成21年度実績／8回・106名				
	8回・110名 ／年	8回・120名 ／年	8回・130名 ／年	8回・140名 ／年	8回・150名 ／年

目標2「参加する」～市民活動の推進と地域福祉への参加

参加プラン①・市民活動の推進

市民活動は、年々多様な分野、形態に広がってきています。そしてきっかけがあれば、それらの活動に参加したいという人たちも増加しており、市民活動センターたちかわや地域福祉コーディネーターには、「個人でボランティアをしたい」、「地域の課題に取り組むグループをつくりたい」、「企業として社会貢献活動をしたい」等、様々な相談が寄せられています。これからも多様な地域の声に応えられるよう、今まで以上に相談、コーディネート機能を強化し、市民活動の推進を図っていきます。

具体的な取り組み

①-1・市民参画による市民活動センターたちかわの運営・活動強化

○多様な市民が参画する運営委員会および課題別の専門委員会によって、市民活動センターたちかわの運営・活動の強化を図ります。

○市民活動センターたちかわの相談機能を強化します。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
11	市民参画による運営委員会・専門委員会の開催【自主財源：維持】 ＊平成21年度実績／運営委員会4回、専門委員会31回				
	運営委員会 4回／年 専門委員会 30回／年	4回／年 30回／年	4回／年 30回／年	4回／年 30回／年	4回／年 30回／年
12	市民活動センターたちかわの相談機能の強化【受託：維持】 ＊平成21年度実績／977件(地域福祉コーディネーターへの相談を除く)				
	相談受付数 1,100件／年	1,200件／年	1,300件／年	1,400件／年	1,500件／年

具体的な取り組み

①-2・市民活動、企業の社会貢献活動の推進

- 市民活動団体の立ち上げを支援します。
- 市民活動助成事業等により、市民活動団体の活動を支援します。
- 企業の社会貢献活動の相談とコーディネートを行います。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
13	市民活動団体の立ち上げ支援【自主財源：維持】 *平成21年度実績／10団体				
	新規団体数 10団体／年	10団体／年	10団体／年	10団体／年	10団体／年
14	市民活動団体助成事業による活動支援【自主財源：増額】 *平成21年度実績／28団体				
	助成団体数 30団体／年	32団体／年	34団体／年	38団体／年	40団体／年
15	市民活動センターたちかわへの団体登録の促進【自主財源：維持】 *平成21年度実績／147団体				
	登録団体数 150団体／年	160団体／年	170団体／年	180団体／年	190団体／年
16	企業の社会貢献活動の支援【自主財源：維持】 *平成21年度実績／10社				
	企業数 10社／年	15社／年	20社／年	25社／年	30社／年

具体的な取り組み

①-3・地域でのボランティア活動の促進

- ボランティア養成講座、ボランティア体験プログラムを開催します。
- 地域でのボランティアグループの立ち上げや活動の支援を行います。
- 地域防災活動への住民参加の促進とネットワークづくりを推進します。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
17	ボランティア養成講習、ボランティア体験プログラムの開催【自主財源：維持】 *平成21年度実績／168名				
	参加者数 170名／年	180名／年	190名／年	200名／年	210名／年

18	防災懇談会、まち歩き等の開催【自主財源：増額】				
	*平成21年度実績／4回・94名				
	開催数 ・参加者数 5回・100名 ／年	6回・120名 ／年	7回・140名 ／年	8回・160名 ／年	9回・180名 ／年

参加プラン②・ボランティア・NPO・地域関係団体のネットワークの形成

さまざまな領域で、ボランティア・NPO・地域関係団体が活動しています。互いのネットワーク形成を支援していくことで、一つの団体では解決できない課題を解決したり、新たな活動への参加や連携が期待できます。

具体的な取り組み

②-1 市民活動団体間の相互交流の推進

○市民活動団体、ボランティアグループ、サロン等の連絡会を開催し、団体間のネットワークを形成します。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
19	市民活動団体の連絡会等の開催【自主財源：維持】				
	*平成21年度実績／1回・6団体				
	開催数 ・参加団体数 2回・15団体 ／年	2回・20団体 ／年	2回・25団体 ／年	4回・30団体 ／年	4回・35団体 ／年

具体的な取り組み

②-2 関係機関・団体との協働事業の実施や支援

○関係機関が主催する協議会等（地域ケア会議、民生委員・児童委員協議会、立川市子ども支援ネットワーク、高齢者虐待防止ネットワーク、地域学習館運営協議会、立川市文化芸術のまち協議会等）と連携・協力し、情報交換、課題解決の推進を図ります。

○社協あいあいステーション（伊勢丹立川店内）の出展施設・団体と、手づくり作品をテーマにした交流や情報交換、手づくり作品教室などの協働事業を実施します。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
20	関係機関が主催する協議会等との連携・協力【自主財源：維持】				
	*平成21年度実績／180回				
	連携・協力回数 180回／年	180回／年	180回／年	200回／年	200回／年

21	社協あいあいステーション出展関係者との協働事業等の実施【自主財源：維持】 ＊平成 21 年度実績／2 回				
	実施 2 回	2 回	2 回	2 回	2 回

参加プラン③・市民と行政機関との協働の推進

市民活動センターたちかわは、立川市と市民団体のパートナーシップ協定により運営されている「たまがわ・みらいパーク」や立川市第 2 次基本計画策定市民会議のＯＢを中心に組織される「たちかわ協働みらい会議」、2008（平成 20）年度から 2009（平成 21）年度にかけての「立川市第 3 次基本計画策定市民会議」の運営等、市民と行政機関の協働を推進してきました。

市民活動センターたちかわはこれまでの活動経験を活かし、地域の諸課題を解決するために、市民と行政機関との協働の推進を図ります。

具体的な取り組み

③-1 地域課題に対応する協働の促進

○市民と行政機関、市民間の協働の仕組みづくりを支援します。

○市民活動団体と行政機関との協働促進のため、市民参画会議の支援および連絡・調整を行います。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
22	市民活動団体と行政機関との協働促進のための連絡・調整【自主財源：維持】 ＊平成 21 年度実績／18 回				
	連絡・調整回数 20 回／年	20 回／年	25 回／年	25 回／年	30 回／年

目標3 「つながる」～地域課題に対応する住民福祉活動の推進

つながるプラン①・住民参加による「福祉のまちづくりの場」の醸成

自治会加入率の低下、近所づきあいの減少等、地域の相互扶助機能が弱まっています。住民が孤立しないように、身近な地域で、様々な人や団体、機関がつながり、地域の実情や生活課題を共有し、課題解決を図ったり、お互いに支えあったりする場が必要になっています。

そこで、地域懇談会の開催を通じて人や団体、機関のつながりを構築し、「福祉のまちづくりの場」⁷（※イメージ図参照）の醸成を行います。地域懇談会は、地域住民が課題に取り組み、解決し、新たに発展するための場として開催します。

具体的な取り組み

①-1・住民ネットワークの形成

- 地域関係団体（自治会、老人会、青少年健全育成地区委員会、子ども会、PTA、学習等供用施設管理運営委員会、消防団、商店街等）と連携して地域懇談会を開催し、地域の生活課題の解決を推進します。また地域懇談会を充実させ、「福祉のまちづくりの場」として設置していきます。
- 未開催地区での地域懇談会を開催します。
- 住民活動のネットワークを形成し、専門機関・団体間との連携を促進します。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
23	地域懇談会の拡充【自主財源：増額】 *平成21年度実績／1,430名				
	参加者数 1,450名／年	1,475名／年	1,500名／年	1,525名／年	1,550名／年

具体的な取り組み

①-2・地域住民の孤立の防止

- 広報活動による周知や住民の組織化を推進し、地域での支えあいサロン活動の立ち上げを支援します。
- 支えあいサロン間の交流促進、情報提供、活動費助成等を通じて活動の支援を行います。
- 住民グループや自治会等による見守り活動、たすけあいグループ⁸の運営や立ち上げを支援します。
- 誰でも気軽に立ち寄れる、「地域の居場所づくり」を進めていきます。
- 地域における、認知症家族会のような自助グループ等の組織化を支援し、情報の周知・共有による住民参加の促進と孤立の防止を図ります。
- 介護予防講座等、各種講座を受講した人たちの組織化を支援します。

⁷ 福祉のまちづくりの場・・・4p「福祉のまちづくりの場・協議会」および 19p の図参照

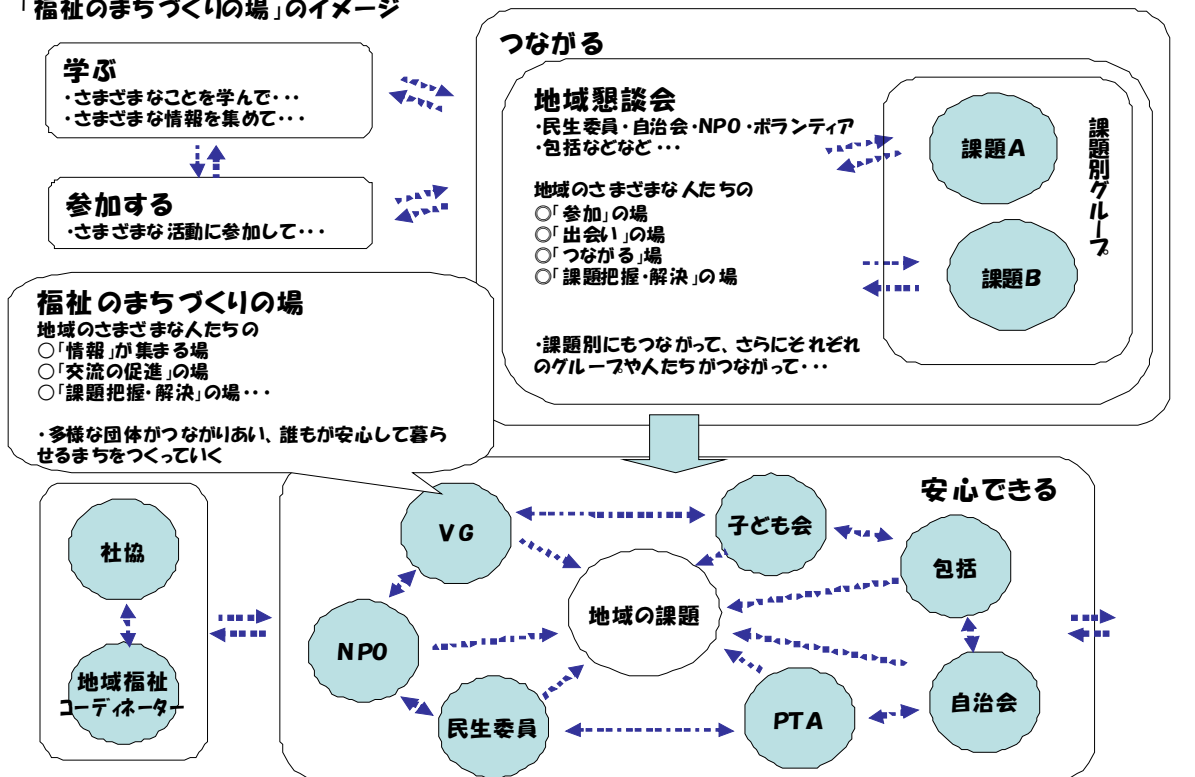
⁸ たすけあいグループ・・・住民同士が互いに見守りを行ったり、手助けを行うようなグループ

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
24	支えあいサロン活動の推進【自主財源：増額】 ＊平成 21 年度実績／49 カ所				
	サロン登録数 50 カ所／年	54 カ所／年	58 カ所／年	62 カ所／年	66 カ所／年
25	たすけあい活動の立ち上げ支援【自主財源：維持】 ＊平成 21 年度実績／0 カ所				
	4 カ所／年	4 カ所／年	4 カ所／年	6 カ所／年	6 カ所／年
26	地域の居場所づくりの支援【自主財源：新規】				
	調査・研究	2 カ所／年	2 カ所／年	4 カ所／年	4 カ所／年
27	自助グループの組織化支援【自主財源：維持】 ＊平成 21 年度実績／0 グループ				
	組織化数 2グループ／年	2グループ／年	2グループ／年	4 グループ／年	4 グループ／年

※平成 25 年度に地域福祉コーディネーター増配置の予定（つながるプラン②参照）

「福祉のまちづくりの場」のイメージ



「福祉のまちづくりの場」のイメージ

つながるプラン②・「地域福祉コーディネーター」の配置

本会は、立川市と連携して、平成 19 年度から栄町・若葉町地区に「地域福祉コーディネーター」をモデル配置して、地域住民の相談対応や地域課題に対応する住民福祉活動の推進を図ってきました。そこでは、地域包括支援センターや地域の自治会、民生・児童委員協議会とのネットワーク形成や、地域懇談会の開催、支えあいサロンや住民自助グループの組織化などが図られ、一定の評価を得ることが出来ました。

今期のプランにおいては、「地域福祉コーディネーター」の増配置を目指し、地域福祉の推進を積極的に図っていきます。

具体的な取り組み

②-1・地域福祉コーディネーターによる住民福祉活動の推進

- 地区民生委員・児童委員協議会や地域包括支援センターが設置されている6生活圏域⁹に地域福祉コーディネーターを増配置し、住民相互の連携を図り、住民福祉活動を推進します。
- 地域での市民活動に関する相談受付とコーディネートを行います。
- 地域住民間のネットワーク形成を支援し、地域での住民グループの組織化を推進します。
- 地域福祉に関する広報・啓発活動を行い、地域の生活課題の解決を図ります。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
28	6 生活圏域への地域福祉コーディネーターの増配置【補助：増額】 *平成 21 年度実績／1 名				
	増配置	評価・検討	評価・検討	増配置	評価・検討
29	相談受付とコーディネート【補助：増額】 *平成 21 年度実績／231 件				
	相談支援数 300 件／年	400 件／年	400 件／年	600 件／年	600 件／年
30	住民活動の組織化支援【補助：増額】 *平成 21 年度実績／10 カ所				
	組織化数 10 カ所／年	10 カ所／年	12 カ所／年	14 カ所／年	14 カ所／年
31	地域福祉コーディネーター通信の発行【補助：増額】 *平成 21 年度実績／2 回・21,000 部				
	発行回数・部数 2 回・22,000 部／年	2 回・22,000 部／年	4 回・44,000 部／年	4 回・44,000 部／年	4 回・44,000 部／年

⁹ 生活圏域・・・立川市では、地域特性などにより、市内を南部西(富士見町・柴崎町)、南部東(錦町・羽衣町)、中部(曙町・高松町・緑町)、北部東(栄町・若葉町)、北部中(幸町・柏町・砂川町・泉町)、北部西(上砂町・一番町・西砂町)の 6 地域に分け、生活圏域としている

32	地域での生活課題に対応した講座等の開催【補助：増額】				
	*平成21年度実績／2回・32名				
	2回・40名 ／年	2回・40名 ／年	4回・80名 ／年	4回・80名 ／年	6回・120名 ／年

目標4「安心できる」～地域における総合相談支援体制の充実

安心プラン①・市民参画による権利擁護のしくみづくり

高齢社会の進展の中で、判断能力の低下により、日々の生活に何らかの不安を抱えている人が増えつつあります。

このような人々が適切な福祉サービス等を利用しながら、これからも安心して生活できるように、福祉サービスの利用にかかる総合相談や日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及や利用支援等、市民参画による権利擁護の仕組みづくりを推進します。

具体的な取り組み

①-1・市民との連携による「地域あんしんセンターたちかわ」の機能強化

- 公平性や専門性、第三者性を保持した運営のために、学識経験者、弁護士、医師、社会福祉士、民生委員、障害者関係団体、行政、地域包括支援センターで構成した運営委員会を設置して地域あんしんセンターたちかわを運営します。また成年後見制度推進機関の機能も兼ねた運営を行います。
- 福祉サービスの利用にかかる総合的な相談窓口として、成年後見制度や日常生活自立支援事業、福祉サービスの利用支援や苦情受付等の相談に応じ、権利侵害の防止に努めます。
- 高齢者や障害者等で判断能力に不安があり、自己選択や自己決定が難しい市民が安心して生活できるように、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う「日常生活自立支援事業」を実施します。
- 行政機関や地域包括支援センター等の関係機関と連携して、悪質商法による被害や虐待の防止等に取り組み、市民の権利擁護に努めていきます。
- 成年後見制度における市長申立てや親族申立ての支援、後見人等候補者選任のコーディネートなどを行い、市民が利用しやすい成年後見制度の推進に努めます。
- 判断能力の不十分な高齢者や障害者等で民間賃貸住宅への入居や更新の際に親族等適切な保証人のいない市民を対象に、日常生活自立支援事業の契約と併せて「たちかわ入居支援福祉制度」を利用することで本会が保証人となり、地域での生活が継続できるよう支援します。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
33	地域の専門職や関係機関が参画した「地域あんしんセンターたちかわ」運営委員会の開催（成年後見制度推進機関兼務）【補助：維持】				
	*平成21年度実績／6回				

	開催回数 6回／年	6回／年	6回／年	6回／年	6回／年
34	福祉サービスの利用や権利擁護に関する総合相談の実施【補助：維持】 ＊平成 21 年度実績／184 件				
	相談支援件数 190 件／年	200 件／年	210 件／年	220 件／年	230 件／年
35	日常生活自立支援事業の周知と利用の促進【受託：維持】 ＊平成 21 年度実績／65 件				
	延べ契約件数 70 件／年	75 件／年	80 件／年	85 件／年	90 件／年
36	成年後見制度における申立て等の支援【補助：維持】 ＊平成 21 年度実績／14 件				
	支援件数 17 件／年	20 件／年	23 件／年	27 件／年	30 件／年
37	たちかわ入居支援福祉制度の実施【受託：維持】 ＊平成 21 年度実績／5 件				
	延べ契約件数 6 件／年	7 件／年	8 件／年	9 件／年	10 件／年

具体的な取り組み

①-2・市民参画による権利擁護の推進

- 被後見人等を地域で支える仕組みとして、法人後見¹⁰受任ケース等を担当する後見サポーターの養成を行います。
- 弁護士や司法書士、社会福祉士、行政書士等の専門職の第三者後見人等と、行政や地域包括支援センター職員の参加する第三者後見人等連絡会を開催し、市内の成年後見制度の課題把握や情報の共有化など、第三者後見関係者間のネットワークを形成します。
- 行政や地域の関係機関と連携した親族後見人への支援を充実していきます。
- 他に適切な後見人等がない市民を対象に運営委員会の審議に基づき、本会が法人として後見人等を受任します。
- 老後や障害者の親亡き後の不安等に対応するため、地域の関係機関や団体と連携して、成年後見制度や遺言等に関する講演会や講座などを開催していきます。
- 司法書士・社会福祉士等の専門職による成年後見制度の相談を実施し、相談機能の充実を図っていきます。
- ONPO 団体との協力の上、相談ニーズが高い相続に関する相談を実施していきます。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
38	後見サポーターの養成【自主財源：新規】				

¹⁰ 法人後見・・・社協などの法人が家庭裁判所から後見人等に選任され、後見活動を行うこと

	養成システムの 検討・準備					新規養成者数 5名／年	5名／年	5名／年	フォローアップ
39	第三者後見人等連絡会の開催【補助：維持】					＊平成 21 年度実績／3回・94 名			
	開催・参加者 3回・95 名 ／年	3回・98 名 ／年	3回・101 名 ／年	3回・104 名 ／年	3回・107 名 ／年				
40	親族後見人への相談支援【補助：維持】					＊＊平成 21 年度実績／3件			
	支援件数 10 件／年	15 件／年	20 件／年	25 件／年	30 件／年				
41	法人後見の受任【補助：維持】					＊平成 21 年度実績／14 件			
	延べ受任件数 16 件／年	19 件／年	22 件／年	25 件／年	28 件／年				
42	成年後見制度等に関する講演会や出前講座等の実施【補助：維持】					＊平成 21 年度実績／講演会 3回・225 名 出前講座 1 回			
	講演会開催 2 回・50 名/年 出前講座開催 3 回／年	2回・55 名/年 4 回／年	2 回・60 名/年 5 回／年	2 回・65 名/年 6 回／年	2 回・70 名/年 7 回／年				
43	専門職・NPO団体との協働による専門相談の実施【自主財源：維持】					＊平成 21 年度実績／26 回・56 件			
	開催数・相談件 数 36 回・60 件 ／年	開催数・相談件 数 36 回・65 件 ／年	開催数・相談件 数 36 回・70 件 ／年	開催数・相談件 数 36 回・75 件 ／年	開催数・相談件 数 36 回・80 件 ／年				

安心プラン②・地域包括ケアの推進

これからの地域社会は個人の尊厳を尊重したうえで、住民相互の横の結びつきや支えあいを強くしていくことが必要です。そして地域に暮らす人たちが例え病気になったり障害を持ったとしても、その人らしく住み慣れた地域で暮らしていけるように、支援にあたる地域ケア関係者のネットワーク形成と、市民によるインフォーマルな活動のネットワークを形成して包括的な地域のケア体制を推進していくことが必要となっています。

具体的な取り組み

②-1・地域包括支援センターの取り組みを通じた地域包括ケアの推進

- 地域ケア会議の開催による関係機関・団体間のネットワーク形成を行います。
- 各生活圏域における小地域ケア会議の開催によるエリア内のネットワーク形成を行います。
- 地域包括支援センター業務別連絡会(総合相談支援・権利擁護業務連絡会、ケアマネジメン
ト支援業務連絡会、介護予防業務連絡会)の開催によるセンター機能の推進を図ります。
- 介護支援専門員連絡会、サービス事業者連絡会等の推進により地域ケア体制を充実します。
- 介護支援専門員研修の実施によるケアサービスの質の向上を図ります。
- 地域包括支援センターの地域包括ケアと社会福祉協議会の地域福祉推進活動との連携を進
め、相乗効果を発揮した地域支援を展開していきます。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
44	地域ケア会議の開催【受託：維持】 *平成21年度実績／12回				
	12回／年 参加 23 機関	12回／年 参加 23 機関	12回／年 参加 23 機関	12回／年 参加 23 機関	12回／年 参加 23 機関
45	各生活圏域における小地域ケア会議の開催【受託：維持】 *平成21年度実績／各生活圏域 6回				
	各生活圏域 6回／年	6回／年	6回／年	6回／年	6回／年
46	地域包括支援センター業務別連絡会(総合相談支援業務・権利擁護業務・ケアマネジメン ト支援・介護予防ケアマネジメント)の開催【受託：維持】 *平成21年度実績／各業務連絡会 6回				
	各業務連絡会 6回／年	6回／年	6回／年	6回／年	6回／年
47	介護支援専門員連絡会の開催【受託：維持】 *平成21年度実績／4回				
	4回 延べ参加者数 200 名／年	4回 延べ参加者数 200 名／年	4回 延べ参加者数 200 名／年	4回 延べ参加者数 200 名／年	4回 延べ参加者数 200 名／年
48	介護支援専門員研修の実施【受託：維持】 *平成21年度実績／5回				
	5回 延べ参加者数 250 名／年	5回 延べ参加者数 250 名／年	5回 延べ参加者数 250 名／年	5回 延べ参加者数 250 名／年	5回 延べ参加者数 250 名／年
49	サービス事業者連絡会の開催(訪問介護事業者・通所サービス事業者等)【受託：維持】 *平成21年度実績／4回				
	4回 延べ参加者数 160 名／年	4回 延べ参加者数 160 名／年	4回 延べ参加者数 160 名／年	4回 延べ参加者数 160 名／年	4回 延べ参加者数 160 名／年

具体的な取り組み

②-2・地域におけるニーズの早期発見・早期対応に向けての取り組み

- 立川市と地域包括支援センターが連携して、認知症サポーター¹¹を養成します。
- 家族介護者の集いの開催を通じた介護者支援を推進します。
- 高齢者等見守りネットワーク、ちょこっとボランティア活動を推進します。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
50	認知症サポーターの養成【受託：維持】 *平成 21 年度実績／累計 1600 名				
	サポーター数 累計 1800 名	2000 名	2200 名	2400 名	2600 名
51	各生活圏域における家族介護者の集い開催【受託：維持】 *平成 21 年度実績／5 回				
	6回 延べ参加者数 180 名／年	6回 延べ参加者数 180 名／年	6回 延べ参加者数 180 名／年	6回 延べ参加者数 180 名／年	6回 延べ参加者数 180 名／年
52	見守りネットワーク活動の推進【受託：維持】 *平成 21 年度実績／79 名				
	協力員登録数 累計 80 名	85 名	90 名	100 名	110 名
53	ちょこっとボランティア活動の推進【受託：維持】 *平成 21 年度実績／61 名				
	登録者数 累計 65 名	70 名	75 名	80 名	85 名

具体的な取り組み

②-3・地域における介護予防の取り組みの推進

- 地域の住民団体と連携した介護予防教室、家族介護教室、福祉講座等を開催します。
- 地域のインフォーマル社会資源のリストを作成し、地域包括支援センターでの相談対応の充実を図ります。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
54	各生活圏域における介護予防教室、家族介護教室等の開催【受託：維持】 *平成 21 年度実績／4 回以上				

¹¹ 認知症サポーター…認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のことをいう。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があり、受講者にはサポーターの証としてオレンジリングが渡される

	4回以上 延べ参加者数 480名／年	4回以上 延べ参加者数 480名／年	4回以上 延べ参加者数 480名／年	4回以上 延べ参加者数 480名／年	4回以上 延べ参加者数 480名／年
55	地域のインフォーマル社会資源リストの作成推進【受託：新規】				
	共通化した リスト作成	充実	充実	充実	充実

安心プラン③・総合的な相談窓口機能の充実

市民が安心して地域生活を送るためには、それぞれが抱える地域課題や生活課題に対して的確な相談を気軽に受けられる窓口が必要です。またそれぞれの課題が複雑化している昨今、一つの機関のみで課題解決を行うことは難しく、各機関・団体間で連携をとることにより新たな解決策を導きだす必要性が高まっています。そのため、誰もが気軽に活用できる総合的な相談窓口機能の充実を図っていきます。

具体的な取り組み

③-1・市民の生活課題に応じた相談事業の実施

○市民の生活課題に対応した相談事業（住宅・就労・資金貸付・アルコール相談等）を実施します。相談者の生活実態やニーズに合わせ、関係機関と連携して相談者の課題解決にあたり、相談機能の充実を図ります。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
56	生活福祉資金等の貸付、住宅入居・就労に関する相談対応・支援【受託：維持】 ＊平成21年度実績／1135件				
	相談件数 1200件／年	1300件／年	1300件／年	1300件／年	1300件／年

具体的な取り組み

③-2・社協あいあいステーションでの相談の充実

○立川駅前というステーションの立地条件の良さを活かし、専門機関との連携による専門相談事業（法律、税金、年金、成年後見制度等）を実施し、市民の課題解決に寄与します

○2009（平成21）年度「社協あいあいステーション」相談事業

相談の種類	実施日	実施時間	相談員	概要
法律相談	毎月第1・3・4・5土曜日と、毎月第3火曜日	13:00～16:00	司法書士または弁護士	予約制 （一人45分以内）
税金相談	偶数月の第2日曜日	13:00～16:00	税理士	予約制 （一人45分以内）
年金相談	偶数月の第4日曜日	13:00～16:00	社会保険労務士	予約制 （一人45分以内）
高齢者在宅介護相談	偶数月の第1水曜日	13:00～16:00	ケアマネジャー	予約制 （一人60分以内）

外国人相談	毎月第3金曜日	13:00~16:00	行政書士	予約制 (一人 60 分以内)
心のふれあい相談	毎週木曜日	13:00~16:00	民生・児童委員	予約不要
成年後見相談	毎月第2土曜日	13:00~16:00	司法書士および社会福祉士	予約制 (一人 60 分以内)
相続相談	毎月第2・4火曜日	13:00~16:00	相続アドバイザー	予約制 (一人 60 分以内)

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
57	専門職による専門相談事業の実施【自主財源：維持】 ＊平成 21 年度実績／225 件				
	相談対応件数 260 件／年	270 件／年	280 件／年	290 件／年	300 件／年

具体的な取り組み

③-3・相談窓口間の連携の促進

○地域ニーズを把握したうえでの総合的な相談支援を行えるよう、市内関係機関・団体および相談員間の連携・情報交換の推進を図ります。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
58	相談窓口・相談員の情報交換会や連絡会等の実施【自主財源：維持】 ＊平成 21 年度実績／2 回				
	2 回／年	2 回／年	2 回／年	2 回／年	2 回／年

安心プラン④・関係機関との連携による地域生活支援の充実

障害者自立支援法の施行により、障害者の自立生活への支援が求められていますが、福祉作業所などを利用する「福祉的就労」から企業等への「一般就労」への移行はなかなか進んでいません。また、特別支援学校等を卒業した重度の身体・知的障害者が利用する施設が少なく、日中活動の場を充実させる必要があります。そして、障害のある児童・生徒が小中学校に通いにくい現状があります。こうした障害当事者や家族のニーズに対し、関係機関との連携により、障害者支援を充実させ、課題解決を図ります。

また、地域における高齢者福祉を取り巻く課題は多種多様化してきています。ひとつのサービス機関では支援困難であるような複合的な課題を抱えるサービス利用者に対応し、相談窓口の充実に加え、関係機関との協働・連携により、そのニーズを把握し、地域生活支援の充実を図ります。

具体的な取り組み

④-1・地域に根ざした障害者福祉サービスの推進

- 立川市役所新庁舎での喫茶コーナーを運営し、立川市福祉施設交流連絡会等との連携によって、障害者の「福祉的就労」から「一般就労」に向けての支援を行います。
- 生活介護支援事業所の機能を強化し、重度障害者の日中活動支援の充実を図ります。
- 立川市や市内の障害者支援を実施している事業所と連携して、小中学校の介助員事業を充実します。
- 高次脳機能障害等により、リハビリテーションが必要な方に対して、関係機関等の連携のもと、本会が運営する栄・富士見福祉作業所等で日中活動の場を確保し、さまざまな社会資源を使いながら社会復帰を目指したプログラムが提供できるよう支援します。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
59	新庁舎での喫茶コーナーの運営【自主財源：新規】				
	5月実施 利用者3名	利用者6名	利用者6名	利用者6名	利用者6名
60	生活介護支援事業所の充実【自主財源：維持】				
	4月新卒者3名受入 利用者45名	利用者50名	利用者55名	利用者60名	利用者60名
61	小中学校の介助員事業のコーディネート【受託：新規】				
	事業の実施 対象校数11校	充実	充実	充実	充実
62	高次脳機能障害者等への社会復帰プログラムの提供【自主財源：維持】				
	受入人数 3名／年	3名／年	3名／年	3名／年	3名／年

具体的な取り組み

④-2・関係機関間の協働による在宅福祉サービスの充実

- 市民の地域生活を支える訪問事業、通所事業を実施して、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 関係機関と連携し、地域課題の発見、提言、地域のセーフティネット機能の強化に努めます。

おもな実施プラン

	H22	H23	H24	H25	H26
63	在宅福祉サービスの充実【自主財源：維持】 ＊平成21年度実績 居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、施設入浴事業				
	関係機関との協働による実施 充実・強化	継続	継続	継続	継続

4. 推進と評価

■第3次「立川あいあいプラン21」の推進

第3次「立川あいあいプラン21」の推進にあたっては、市民参画の「立川あいあいプラン21 推進評価委員会（仮称）」を設置して主要な取り組み等について検討し、立川市の地域福祉計画などとも整合性を図りながら計画を推進していきます。

○「立川あいあいプラン21 推進評価委員会（仮称）」は、地域住民、関係機関・団体などから幅広く参画を得るとともに、社協の理事会や各種委員会の取り組みとの整合性を図りながら、「立川あいあいプラン21」の推進に努めます。

○「立川あいあいプラン21 推進評価委員会（仮称）」での議論の内容や、第3次「立川あいあいプラン21」の進捗状況については、社協の機関紙「あいあい通信」などの広報媒体を通して、市民の皆さまにお知らせしていきます。

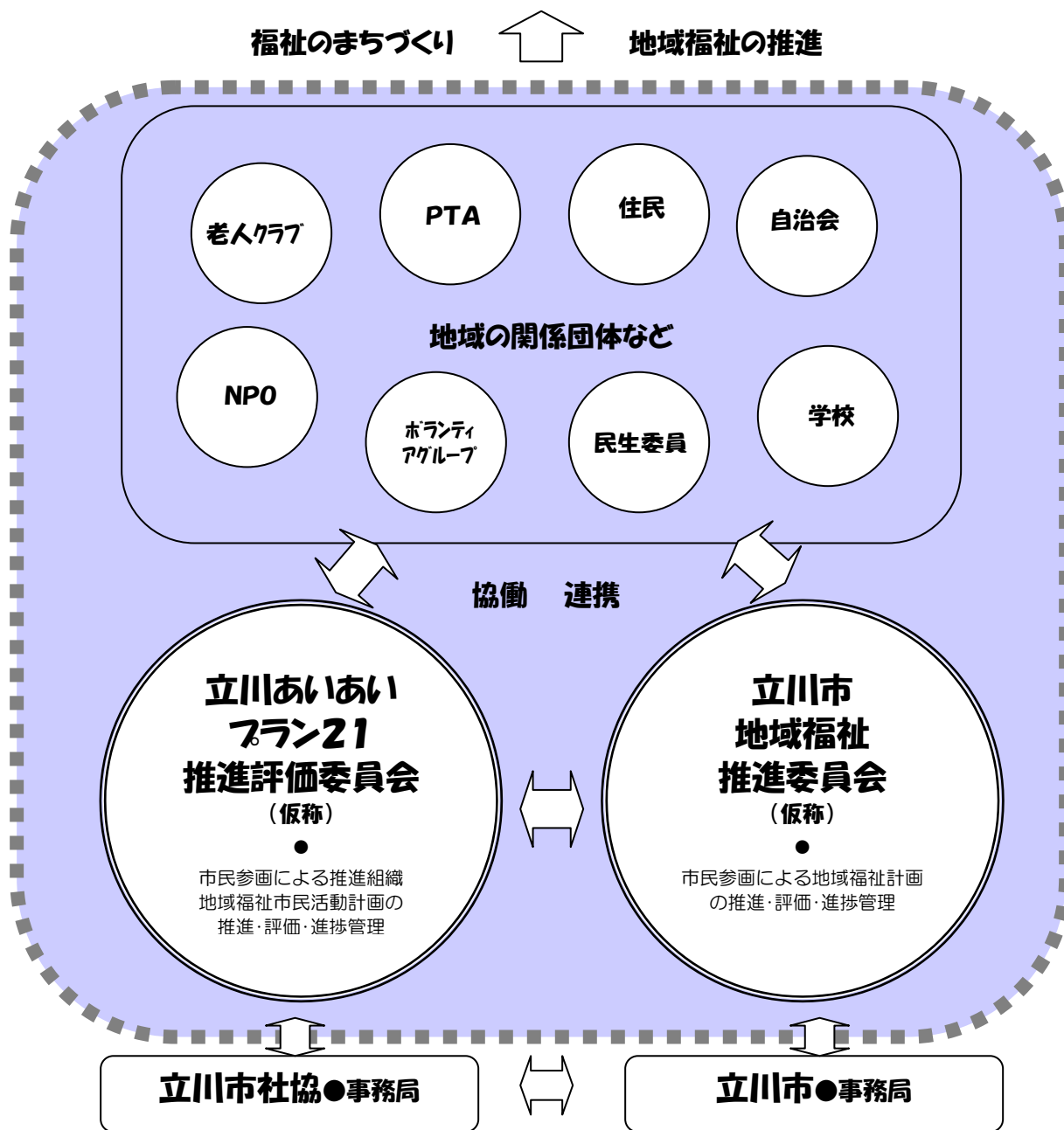
■計画の見直しや評価

各目標の具体的な取り組みについては、次のとおり評価を行い、進捗管理を行っていきます。

○第3次「立川あいあいプラン21」は、2010（平成22年）度から2014（平成26）年度までの5カ年計画ですが、社会情勢や地域課題の変化にあわせるために、「立川あいあいプラン21 推進評価委員会（仮称）」にて、評価、見直しを行っていきます。

○評価にあたっては、自己評価、数値評価とともに第2次「立川あいあいプラン21」においても実施した市民へのアンケート調査なども行います。

誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち「立川」



推進体制（イメージ）

Ⅲ 地域福祉推進に向けた組織の発展・強化

本活動計画を推進していく事務局である本会は、役職員がその使命や基本方針などを共有し、市民と一丸となって対応していく必要があります。そこで、本計画策定委員会内に「発展強化部会」を設け、そこでの議論をもとに、次のとおり基本方針、役職員行動指針を定め、組織基盤の発展・強化に向けての取り組みを行います。

■「基本方針」

- ①本会は、地域の福祉課題、住民の生活課題の把握に努め、その課題解決のために専門性を発揮するとともに公私の関係者と連携・協働した対応を行います
- ②本会は、人としての尊厳の保持、利用者本位を念頭に活動を行います
- ③本会は、社会環境の変化に伴う住民ニーズに対応するため、活動の重点化と柔軟なサービス提供を行います
- ④本会は、法令を遵守し、積極的な情報公開、説明責任を果たし、あわせて高い倫理観による公正中立な事業活動を展開します
- ⑤本会は、運営基盤の強化を図り、常に市民が満足、納得する活動に心がけます

■「役職員行動指針」

- ①私たちは、市民一人ひとりの人権を尊重し、住民から信頼される役職員、職場を目指します
- ②私たちは、地域福祉を推進する公共的な性格を有する団体の役職員であることを常に意識して、正しい判断、コスト感覚に基づいた行動をとります
- ③私たちは、事業の執行にあたっては、P－D－C－Aのマネジメントサイクルに基づき実施し、評価、効果を大切にします
- ④私たちは、市民に対して誤った対応をした場合には、事実をすばやく確認し、その原因の徹底した説明と再発防止を迅速に行います
- ⑤私たちは、常に自己学習、自己研鑽に努め、多角的な視点で市民の課題解決を支援します
- ⑥私たちは、省エネやCO₂の削減などに努め、地球環境にやさしい行動をとります

1. 組織運営体制の充実・強化

■会員制度

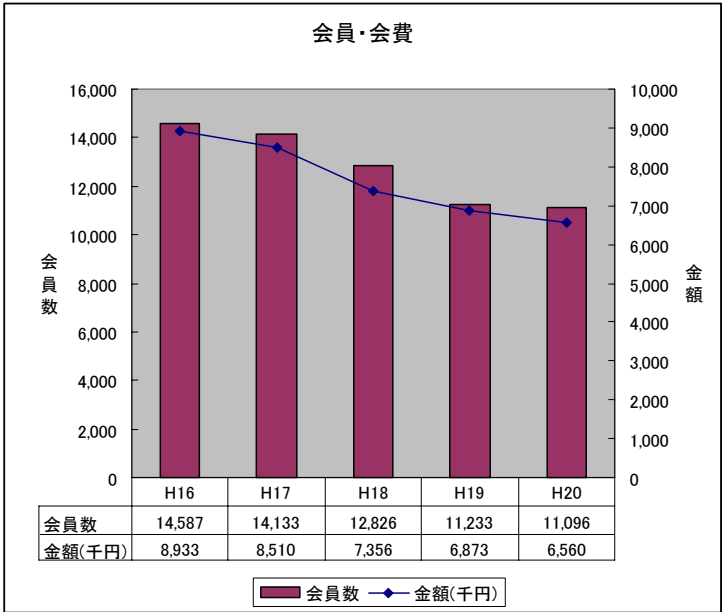
本会は、社会福祉に関する活動などを行う個人、団体の協議体として、定款の定めにより会員制度を設けています。この制度は、直接地域福祉活動に参加ができない場合であっても、間接的に地域福祉の推進に参加するということにつながります。今後も社会福祉に関する普及を図り、本会活動に賛同いただき、市民参加による地域福祉を推進していくために会員を増加していく必要があります。

現状や課題●

○平成20年度の会員は、約11,000人で、会費収入は6,560千円です

○会員の募集方法は、「あいあい通信」や市の広報によるPR後、地域自治会に依頼しています

- 会員数は年々減少傾向ですが、企業や団体の会員は増加しています
- 会員の位置づけや会員制度に対する住民の認知が不足している状況があります
- 地域福祉の基盤形成のためには、市民の理解を深め、会員の増強を計画的に推進していく必要があります



会員・会費の推移

今後の方向性●

- 会員の位置づけを明確にし、会員が地域福祉活動への参加・帰属意識を持てるような会員制度を検討します
- 地域住民の負担が少なく、加入しやすい募集方法や仕組みづくりを検討します
- 地域福祉推進活動の認知度を上げ、法人の目的達成のために必要な援助を行っていただけるよう、会員に働きかけます

		H22	H23	H24	H25	H26
1	会員制度検討会の設置・検討	設置・検討➡	会員・会費 の増強★	継続 —————➡		
2	広報紙等による社協のPRの強化	強化 —————➡	継続 —————➡			

■理事会・評議員会

本会は、執行機関である理事会と議決機関である評議員会を組織して運営されています。地域に開かれ、市民に信頼される組織体制をめざし、組織運営の充実・強化を図ります。

現状や課題●

- 社協は、執行機関である理事が 15 名、監事が 2 名。また議決機関である評議員会には 31 名の評議員が運営に携わっています。
- 理事・評議員の構成は、市内の関係福祉団体から選出された住民の代表やボランティア、行政機関、学識経験者などです。

○監事は学識経験者（社会福祉関係の学識経験者と税理士）に委嘱しています。
○理事会は年５回程度、評議員会は年３回程度開催し、社協の事業計画、予算などについて審議しています。

●今後の方向性

○理事会、評議員会、監事による的確な法人運営を行います
○事業運営の基本方針及び重要施策などを審議調整するために、会長・副会長・常務理事による調整会議を開催し、効率的な組織運営をめざします
○理事会、評議員会議事概要をホームページ等により公開します
○理事と評議員、職員間の懇談や社会情勢にあわせた研修を適宜実施します

		H22	H23	H24	H25	H26
3	理事会・評議員会の開催	継続 →				
4	調整会議の実施	継続 →				
5	議事概要の公開	実施 →	継続 →			
6	研修等の実施	実施 →	継続 →			

■委員会等

本会は、役員や評議員を含め多様な市民の参画によって運営されていますが、地域の多様な課題に対応していくために市民の柔軟な発想やアイデアなどを活かして活動していく必要があります

●現状や課題

○市民参画による委員会等の設置状況は、以下のとおりです
市民活動センターたちかわ運営委員会（市民活動センターたちかわ事業の企画・運営）
地域あんしんセンターたちかわ運営委員会（地域あんしんセンターたちかわの運営）
生活福祉資金調査委員会（生活福祉資金貸付事業に関する調査・審議および意見具申）
広報部会（広報紙「あいあい通信」の企画・編集）
苦情解決第三者委員会（社協事業への苦情に関する助言や意見聴取等）
第三者後見人等連絡会幹事会（第三者後見人等連絡会の企画・実施等）

●今後の方向性

○市民参画による委員会活動をさらに促進していきます
○男女共同参画社会の視点などから委員を構成します
○多様な課題に対応するために、幅広い立場の住民や団体、専門職等が参画する委員会を必要に応じて設置します

		H22	H23	H24	H25	H26
7	各委員会活動の充実	充実 →	継続 →			
8	男女比率や年齢構成などに配慮した委員会構成	検討 →	実施 →			

■事務局・職員

役員や市民の活動を支える事務局について、職員の資質向上や内部連携の強化を図ります。

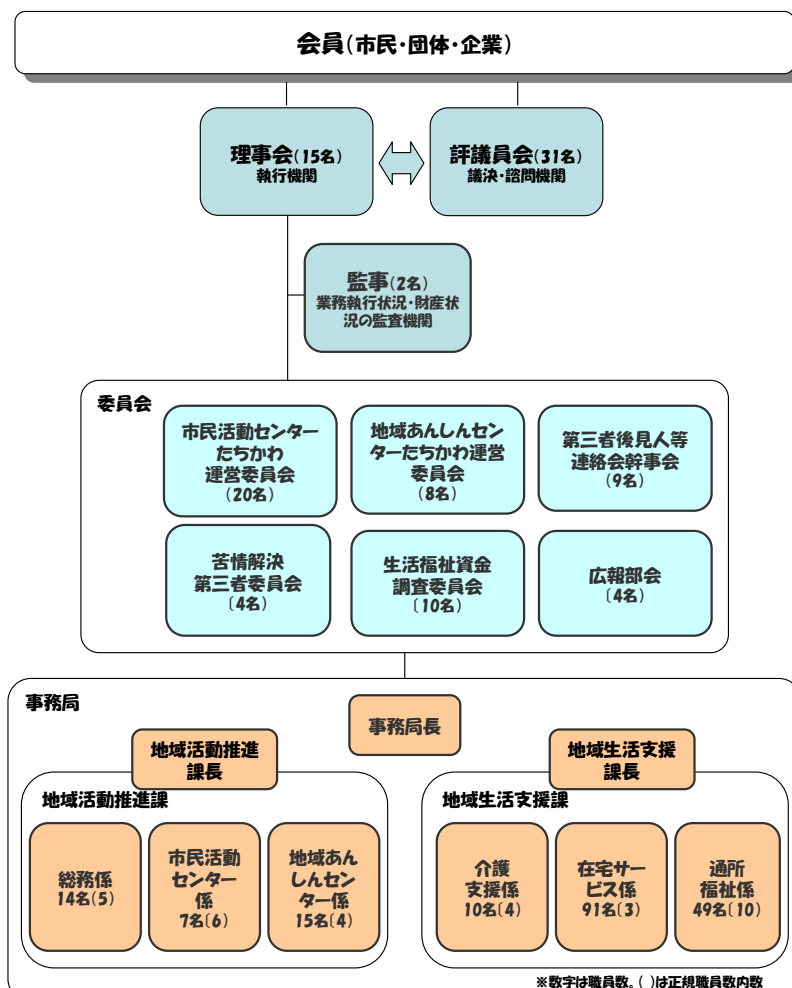
現状や課題●

○事務局は2課6係制をとっており、2010（平成22）年3月1日現在の組織および事務局体制は下記の通りです

○職員数は、187名（正規職員33、月額職員24、短期間雇用職員等130）です

○職員の研修体系の確立が今後の課題となっています。

たちかわ社協組織図



立川市社協組織図

今後の方向性●

- 係間の情報共有や組織全体にかかる課題を協議するために、事務局長、課長、係長による運営会議を開催し組織間連携を深めます
- 各係の特徴や強みを活かし、新たなニーズなどにも一体となって対応できるような組織体制を確立します
- 新たな課題解決のために、選抜された職員によるプロジェクトチームを必要に応じて設置します
- 職員の資質向上を図るために、研修体系を確立します

		H22	H23	H24	H25	H26
9	運営会議による組織の連携強化	継続 →				
10	必要に応じたプロジェクトチームの設置	継続 →				
11	研修体系の確立	確立・実施 →	継続 →			

立川市社会福祉協議会研修等体系

1. 求められる職員像

- (1) ホスピタリティにあふれ、市民に信頼される職員
- (2) 市民参加を促し、市民と協働しながら、住民主体によるまちづくりを推進することができる職員
- (3) 外部環境の変化を見通しながら、次代の新しい価値を市民に提供できる職員
- (4) 課題解決能力、目標管理能力の高い職員
- (5) 職制による役割を発揮できる職員
- (6) 業務における専門性の高い職員

2. 研修等の体系

(1) 全体研修

身につける能力・知識等	実施方法	対象者	回数等	備考
①本会の事業計画予算、事業報告決算 ②職員間のコミュニケーション ③ホスピタリティ・接遇 ④外部環境の変化と本会への影響など	内部研修	正規職員 月額職員	年2回 (前期・後期)	

(2) 基礎研修

身につける能力・知識等	実施方法	対象者	回数等	備考
①ケースワーク ②グループワーク ③コミュニティワーク ④ファシリテーション能力 ⑤ 災害時対応など	内部研修 外部研修	正規職員 月額職員	随時	

(3) 階層別研修

階層	身につける能力・知識等	実施方法	対象者	回数等	備考
新任	①社会人としての態度 ②社会福祉協議会の機能、役割などの理解 ③課題発見・解決能力	内部研修 外部研修 OJT	入職後 2年以内 の職員	①・②：年1回 ③随時	東社協研修参加
主事 支援員	①目標管理能力 ②課題解決能力 ③政策立案能力	内部研修 外部研修 OJT	入職後 3～15年 程度の主 事・支援員	①～③のうち 1項目を 年1回	
主任	①OJT ②チームアプローチ ③リーダーシップ ④コーチング	内部研修 外部研修	入職後 15年以上 の主任	①～④のうち 2項目を 年1回	
係長	①人材育成能力 ②対外折衝能力 ③危機管理能力 ④組織管理能力	内部研修 外部研修	係長	①～④のうち 2項目を 年1回	
管理職	①法人経営能力 ②人事管理・労務管理 ③危機管理	内部研修 外部研修	課長 事務局長	①～③のうち 1項目を 年1回	

(4) 業務別研修

各係	内容等	実施方法	対象者	回数等	備考
総務係	法人運営、経理、税務、労務、文書、生活福祉資金、広報など	内部研修 外部研修 職場研修	係長が 指定した 職員	外部研修含め 随時	
市民活動 センター 係	ボランティア活動、小地域活動、NPO支援、広報など	内部研修 外部研修 職場研修	係長が 指定した 職員	外部研修含め 随時	
地域あん しんセン ター係	成年後見制度、日常生活自立支援事業、虐待対応、年金・税金、苦情対応、契約など	内部研修 外部研修 職場研修	係長が 指定した 職員	外部研修含め 随時	
介護支援 係	介護保険制度、地域包括ケア、関係機関・地域住民とのネットワーキングなど	内部研修 外部研修 職場研修	係長が 指定した 職員	外部研修含め 随時	
通所福祉 係	自立支援法、介護技術、権利擁護、成年後見制度、虐待対応など	内部研修 外部研修 職場研修	係長が 指定した 職員	外部研修含め 随時	
在宅サー ビス係	介護保険法、自立支援法、介護技術、権利擁護、成年後見制度、虐待対応など	内部研修 外部研修 職場研修	係長が 指定した 職員	外部研修含め 随時	

(5) 資格取得

取得を奨励する資格	支援内容	備考
①社会福祉士、②介護福祉士、③精神保健福祉士、④介護支援専門員（主任含む）、⑤介護保険事業並びに障害者自立支援事業において配置が必要とされる資格（研修）、⑥衛生管理者、⑦相談援助実習指導者、⑧その他会長が指定した資格	①各資格（1回）の受験料負担 ②資格取得に必要なスクーリング等の際の職務免除	

(6) 自己研鑽

○職員が自らの資質向上のために、業務外で受講する講座、セミナーや奨励外の資格などを取得する活動を履歴管理等によって支援する

○勤務時間外に、職員自ら実施するケース検討会、研究会等の場の確保などを支援する

(7) プロジェクトチームの設置

○組織全体における特定課題等について、職員を選抜してその課題解決にあたらせるプロジェクトチームを事務局長指名に基づき必要に応じて設置する

立川市社協研修等体系

2. 地域福祉推進のための財政基盤の強化

本会は、地域福祉の推進を目的とした諸活動のための財源を、会員会費、寄附金、介護事業収入などからなる自己財源と、行政などからの補助金や受託金を、おもな財源として運営を行っています。

1) 自己財源

一般会計全体における自己財源比率の割合は、平成 20 年度で 48.8%と全体の 5 割程度となっています。寄付金などの増収や介護事業等の効率的な経営、基金の運用、収益事業などによる自己財源の増加を図りながら、安定した事業運営が求められます。

■会費・共同募金収入

現状や課題●

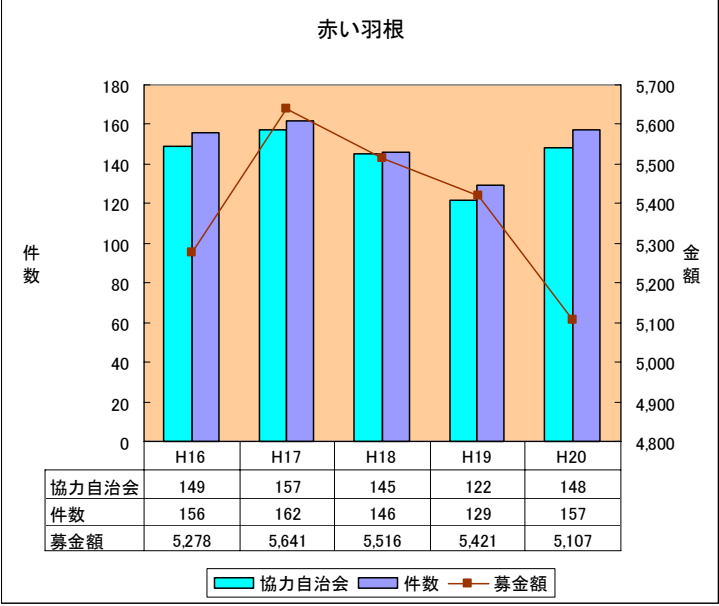
○会員会費は貴重な地域福祉推進の財源として、地域福祉活動に活用されています。

○本会が地区協力会として協力している共同募金運動で集められた市民の募金は、実施主体である東京都共同募金会に納入された後、市内の福祉施設の設備充実や地域福祉推進活動に配分されて活用されています。

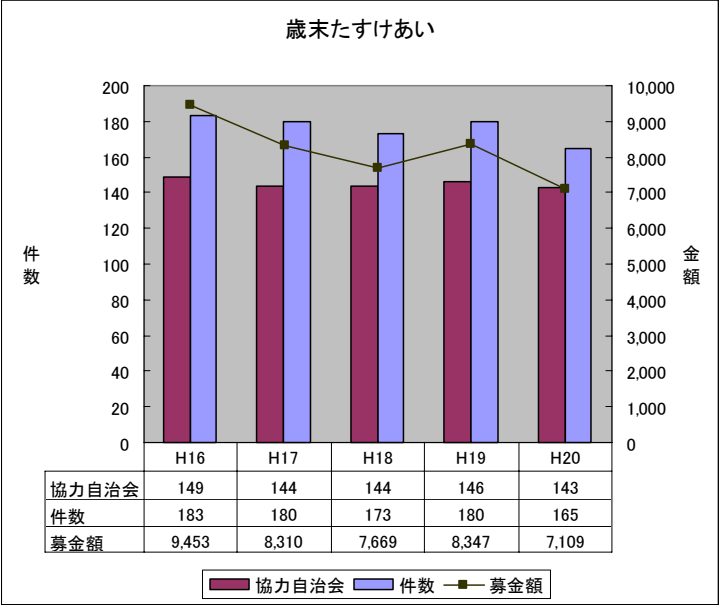
○地域の実情を反映した配分にしていくため、各地域の共同募金地区協力会に配分推薦委員会の設置が求められています。

○共同募金の一環として行われる「歳末たすけあい運動」には、多くの団体が募金活動に協力し、多額（10 万円以上）の募金をされています

○近年は会費・共同募金ともに減収傾向になっています。



赤い羽根募金の推移



歳末たすけあい募金の推移

今後の方向性●

- 新しい会員制度の検討や、募金活動のあり方（方法）の見直しを行います
- 共同募金配分推薦委員会を設置して募金の配分や募集方法などを検討します

		H22	H23	H24	H25	H26
12	会費等の募集方法の見直し・強化（会員制度検討会）	検討会設置→	実施			
13	共同募金配分推薦委員会の設置	委員会設置→	開催・継続			

■寄附金収入

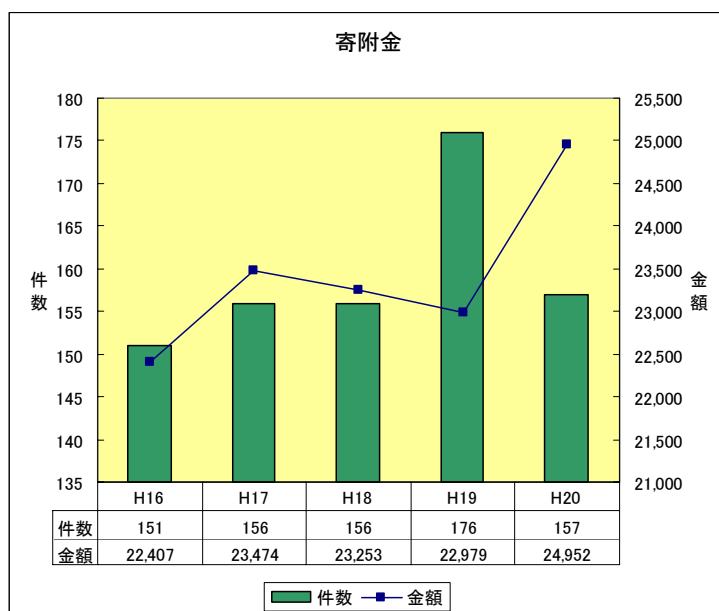
現状や課題●

○市民から本会に寄せられる寄付金は、貴重な地域福祉推進のための財源として活用されています。

○毎年、寄附を継続してくださる団体や個人が多数いらっしゃいます

○平成20年度は、市民の権利擁護推進を目的とした遺贈による多額の寄附金がありました

○これまで、社会福祉を目的とした寄附金の呼びかけや周知については十分な取り組みが行われていませんでした



寄附金の推移

今後の方向性●

○本会広報誌あいあい通信やホームページ等で社協の地域福祉推進活動や寄附金の使途などを周知し、多くの市民へ地域福祉活動への参加・寄附を呼びかけます

		H22	H23	H24	H25	H26
14	広報等による寄附金の呼びかけ・周知の強化	実施 →	継続 →			

■基金の運用

現状や課題●

○現在、市民から寄せられた寄付金等を財源として、地域福祉推進活動と事業基盤の安定を目的に、地域福祉振興基金等、目的別に6種類の基金を設置し定期預金に積み立てています

○経済不況のため、預金の利率が下がっており、基金の利息のみで特定の事業を行うことが困難な状況になっています

基金	基金の使途
地域福祉振興基金	①高齢者、障害者、低所得者、交通遺児の福祉の振興に必要な事業 ②災害等緊急時にかかる必要な経費 ③その他、本会会長が必要と認めた経費
ボランティア基金	①ボランティア・NPO団体への助成 ②災害時のボランティアセンターの運営にかかる必要な経費 ③その他、本会会長が必要と認めた経費
職員退職積立基金	①職員の退職手当支給にかかる必要な手当 ②その他、本会会長が必要と認めた経費
奨学基金	①本会奨学資金貸付規程に規程する貸付金 ②その他、本会会長が必要と認めた経費
介護保険運営基金	①介護保険事業の財源が不足した場合の必要な経費 ②介護保険事業の実施に際し、損害賠償の責めを負ったときの必要な経費 ③その他、本会会長が必要と認めた経費
成年後見制度等権利擁護支援基金	①既存の制度運用上では適用できない低所得者等の成年後見申立て費用と専門職及び第三者後見人への報酬費用の助成 ②市民型後見人等の養成に関する経費 ③その他、本会会長が市民の権利擁護を図るために必要と認めた事業

基金の一覧

今後の方向性●

- 基金については、安全、确实、有利な運用に努め、事業の安定した運営を図ります
- 金融機関からの情報収集・連携を強化します

		H22	H23	H24	H25	H26
15	基金の安定した運用・金融機関との連携強化	継続				

■事業収入

現状や課題●

- 自主財源の中で、介護保険事業と障害者自立支援事業からの収入は、その比率が高まっています
- 介護保険事業（居宅介護支援・通所介護・訪問介護）については、介護報酬の引き下げ等により収入が伸び悩んでいます
- 地域福祉推進のための新たな財源確保策の検討が求められています
- 収益事業として、市内の公共施設 9 カ所に自動販売機を設置しています

今後の方向性●

- 介護保険等の事業を適切に運営し、利用者サービスの向上を図るとともに、収益については

市民参加による市民のための地域福祉推進活動に活用していきます
 ○自動販売機設置事業の拡大等の新たな財源確保の可能性を探っていきます

		H22	H23	H24	H25	H26
16	介護保険事業等の安定経営	強化 →	継続 →			
17	新たな財源確保の検討	検討 →				

2)公的財源(補助金・受託金)

本会は、地域の住民や関係機関・団体などと協働し、社会福祉事業や公共性の高い事業を行う団体であることから、行政などからの補助金や受託金を、地域福祉推進の事務事業費に充てています。

現状や課題●

- 2008（平成 20）年度決算では、行政等からの公的財源の収入比率は約 52%となっています
- おもな補助事業は、地域福祉推進のための住民活動支援、普及宣伝、連絡調整、団体助成、生活困窮者への生活支援のための資金の貸付、相談支援などを行う事業と判断能力の低下した市民を日常生活自立支援事業や成年後見制度などで支える事業です
- おもな受託事業は、地域包括ケアを推進する地域包括支援センター、市民参加による諸活動を支援する市民活動センターです
- 経済不況による離職者対策などとして、住宅手当など新たな受託事業が増加しています
- 行財政改革などから補助金が削減傾向となっていますが、市民生活を支援する地域福祉推進のための事業が円滑に展開できるよう継続的な補助金の確保が必要となっています

今後の方向性●

- 立川市や東京都とともに、地域福祉推進を進めていくための役割分担の明確化や関係性の強化を行い、今後も地域福祉推進のための補助事業・受託事業を効率的に運営し、地域福祉の推進役としての社協ならではの事業を積極的に受託していきます

		H22	H23	H24	H25	H26
18	補助事業の効率的な運営	継続 →				
19	積極的な事業の受託	継続 →				

Ⅳ 第3次「立川あいあいプラン21」策定までのプロセス

策定委員会

第3次「立川あいあいプラン21」を市民とともに策定するために、公募市民および関係機関・団体、学識経験者14人からなる策定委員会を設置し、計画の検討を行いました。

回数	実施日	内容等
第1回	20.9.30（火）	・「立川あいあいプラン21」について（前プランの総括とこれまでの経緯） ・「立川あいあいプラン21」策定のすすめ方について ・地域福祉に関する学習
第2回	20.12.18（木）	・地域懇談会等で挙げた課題についての意見交換 ・地域福祉に関するアンケートの実施について
第3回	21.3.11（水）	・発展強化部会、懇談会の報告 ・地域の課題分析について～アンケート結果から
第4回	21.6.11（木）	・課題からみえる解決策の検討
第5回	21.9.18（金）	・各部会および課題に関する報告
第6回	21.12.22（火）	・プランの構成および内容等について
第7回	22.1.29（金）	・第3次「立川あいあいプラン21」計画案について
第8回	22.3.4（木）	・第3次「立川あいあいプラン21」計画案についての最終確認

作業部会

プランに関する具体的な内容等については、作業部会を設けて検討を行いました。

回数	実施日	内容等
第1回	21.7.14（火）	・計画に盛り込む具体的な取り組みについての検討
第2回	21.8.20（木）	・計画に盛り込む具体的な取り組みについての検討
第3回	21.11.2（水）	・計画に盛り込む具体的な取り組みについての検討
第4回	21.11.27（金）	・プランの構成について ・計画に盛り込む具体的な取り組みについての検討
第5回	22.1.21（木）	・プランの内容に関する検討

発展強化部会

社協の財源・組織・職員など組織基盤の強化策の検討については、発展強化部会にて行いました。

回数	実施日	内容等
第1回	21.7.14（火）	・部会の位置づけについて ・社協発展・強化計画について ・計画に盛り込む内容について
第2回	21.8.20（木）	・立川市社協の現状（財務・職員・組織）について

回数	実施日	内容等
第3回	21.6.17（水）	・立川市社協の理念等について ・事業（通所介護事業・訪問介護事業）の経営状況について
第4回	21.8.19（水）	・事業（生活介護支援事業）の経営状況について ・理事・評議員等のあり方について
第5回	21.10.7（水）	・組織運営上の課題（社協の広報・研修体系）について
第6回	21.11.11（水）	・計画の構成と内容について ・組織の理念等について
第7回	21.12.7（月）	・計画の構成と内容について

地域懇談会

第3次「あいあいプラン21」および「立川市地域福祉計画」の策定にかかる地域課題の把握と解決策の検討などのため、高松町をモデル地区に地域懇談会やイベントを行いました。

実施日	参加者数	内容等
20.11.29（土）	35名	・地域における生活課題の抽出と整理
21.1.24（土）	23名	・地域における生活課題の抽出と整理 ・生活課題の具体的な対応策についての検討
21.3.28（土）	19名	・地域課題の具体的な対応策についての検討 ・対応策における具体的な活動の検討
21.7.11（土）	21名	・立川防災館にて防災学習会の実施 ・市民講師による立川における災害対応についての講演
21.9.4（金）	28名	・防災学習会の報告 ・今後の地域懇談会について

地域懇談会での「声」 ～地域の現状・課題とその解決策～

テーマ	現状・課題	解決のためのアイデア
つながる場 ・居場所	・一人暮らしの方が集まれる場所や機会を増やしたい ・引きこもりがちな高齢者に外出してほしい ・障害者・高齢者の日中活動の場がない ・人と人がふれあえる、関わりの場をつくりたい ・少しずつでも継続して長続きできるような取り組みをしたい	・暮らしの中での住民の課題を見えるように意見を出し合える機会をつくる ・堅苦しくない集い・話し合える場をつくる
	・子どもが遊び方を知らない、外で一人で遊べない ・放課後子どもプランが始まるが、担い手が少ない ・子どもに対する見守り活動の数が少ない	・子どもの放課後の居場所をつくる
	・次の世代のリーダー育成が必要 ・地域への入り方が分からない	・ジュニアリーダーを育てる活動（中学生を対象に）を行う
	・ボランティア・人材の確保が難しい	

		・団塊の世代の目を地域に向ける
	・小さなアパートは転入転出が激しいので自治会に入りたくない ・知らないではなく、知っているけど地域のつながりに入りたくない人がいる ・役員・夜回りなど、当番したくないという声を聞く	・自治会の加入を8～9割にすればつながりができる。団結できる ・災害など困ったときだけでなく、日常生活でもご近所の助け合いを行えるようにする ・リーダーシップが大切。リーダーになる人を育てる
安心・安全 (防災)	・個人情報にしばられすぎて、要護者の情報が得られない ・災害時、要援護者をどう救助するか ・災害時の対応（子ども・高齢者・障害者）をどのように考えるか	・個人情報保護法をきちんと知る ・情報共有は必須 ・要援護者を支える仕組みづくり・情報伝達
	・古い住民と新しい住民が交じり合っている ・災害時に頼れるのは地元の人 ・パンデミック対策が取られていない	・要援護者（地域住民）の把握 ・普段から気にかける関係づくり
	・車が入れない私道があり、救出に支障が出そうである ・家屋が密集しているところは、火災に弱いと思われる	

地域福祉の推進に関するアンケート

本アンケートは、第3次「立川あいあいプラン21」を作成するにあたり、日頃より個人や関係機関・団体が抱えている地域課題等を把握し、本会が掲げる『誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまち立川』の実現に寄与するため実施しました。

1 アンケート設計

- (1) アンケート対象地域 立川市内及び近隣市
- (2) アンケート方法 記述式によるアンケート様式（A4サイズ2枚）を郵送
※返信は郵送または手渡し・FAXにより回収。

(3) アンケート対象者数とその内訳

総対象者数

【個人】評議員 31 名

民生・児童委員 146 名

主任児童委員 12 名

障害者相談員 9 名

保護司 10 名

見守りネットワーク協力員 60 名

市民活動センター運営委員 20 名 合計 288 名

【団体】社協団体会員 52 団体

福祉関係団体・事業所（障害施設等） 57 団体

// （保育園等） 34 団体

// （その他児童） 11 団体

// （介護保険） 39 団体

// （包括・相談センター） 8 団体

市民活動センター登録グループ） 120 団体

自治会 176 団体

学校・PTA 49 団体

商店街 26 団体

サロン・たすけあいグループ 33 団体

老人クラブ 80 団体 合計 685 団体

※複数の所属がある対象者は個人枠を優先

2 調査期間 平成 21 年 1 月 31 日～2 月 20 日

3 調査項目

- (1) 基本属性
- (2) 日常感じられる地域の課題について
- (3) 社協と連携して行うべき取組について
- (4) 社協に期待すること
- (5) 地域福祉の推進に関するアイデアについて

※団体は上記項目に加え「団体の抱えている問題点」も追加

4 回収結果

(1) 有効回収数 359 通（総数 973 通）

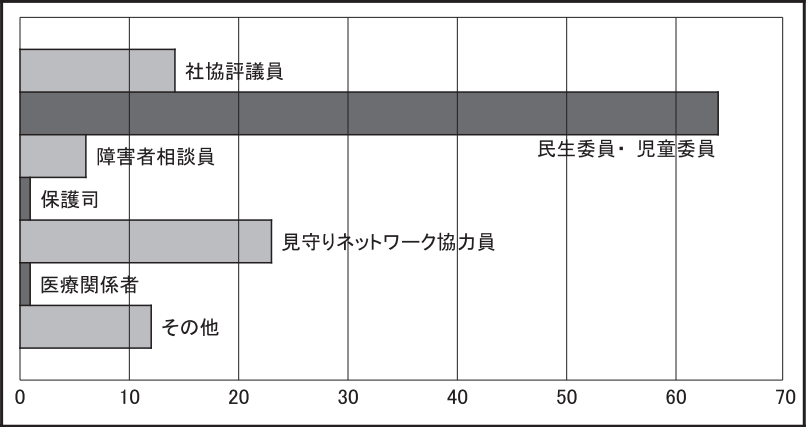
回収率：全体 36.9%（個人：42.0%、団体：34.7%）

アンケート結果【個人編】

1 アンケート回答数

◎あなたのことをお聞かせください。（いずれかに○をつけてください）

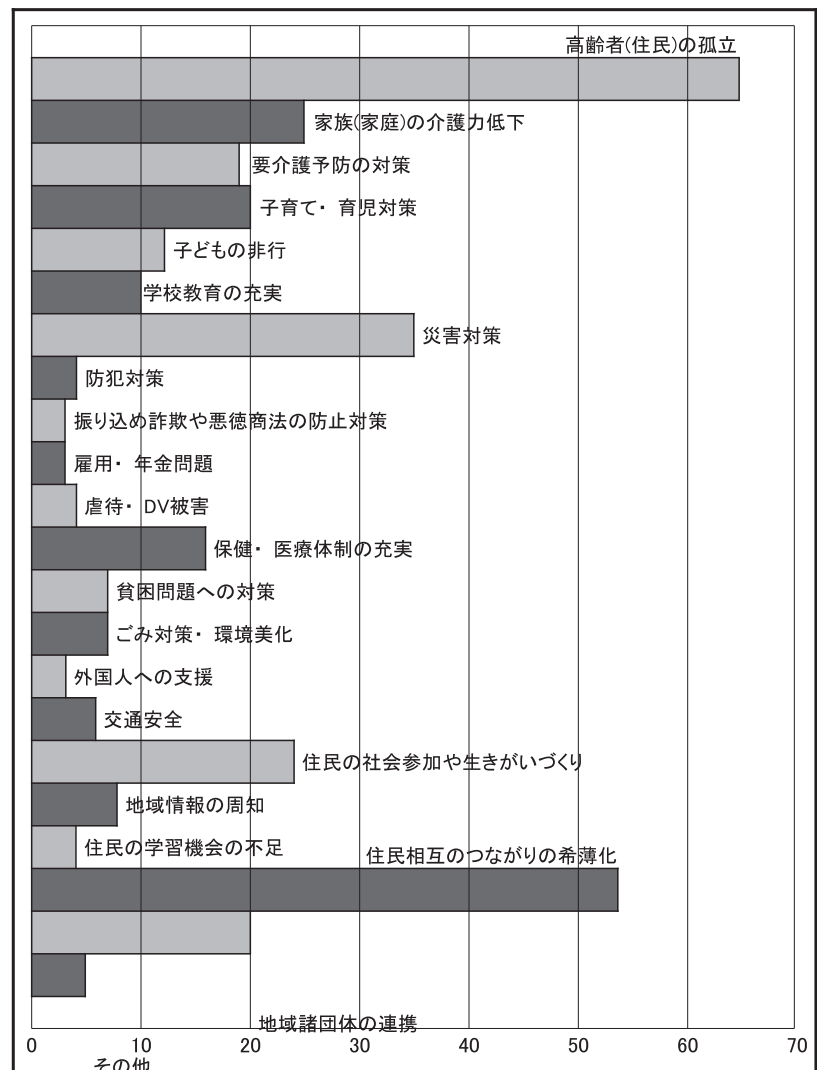
	回答数
①社協評議員	14
②民生委員・児童委員	64
③障害者相談員	6
④保護司	1
⑤見守りネットワーク協力員	23
⑥医療関係者	1
⑦その他	12
（その他内訳）	
・市活運営委員	6
・未記入	3
・自治会役員	2
・団体職員（商工会議所）	1
総数	121



2 生活上の地域課題について

問1. 普段の活動の中から、日頃感じられている地域の課題があれば挙げてください。(上位3つまで○)

	回答数
①高齢者(住民)の孤立	65
②家族(家庭)の介護力低下	25
③要介護予防の対策	19
④子育て・育児対策	20
⑤子どもの非行	12
⑥学校教育の充実	10
⑦災害対策	35
⑧防犯対策	4
⑨振り込め詐欺や悪徳商法の防止対策	3
⑩雇用・年金問題	3
⑪虐待・DV被害	4
⑫保健・医療体制の充実	16
⑬貧困問題への対策	7
⑭ごみ対策・環境美化	7
⑮外国人への支援	3
⑯交通安全	6
⑰住民の社会参加や生きがいづくり	24
⑱地域情報の周知	8
⑲住民の学習機会の不足	4
⑳住民相互のつながりの希薄化	54
21 地域諸団体の連携	20
22 その他	5
	354



3 社協との協働・連携について

問2. 地域福祉を推進するために、地域住民や他団体、あるいは社会福祉協議会と協働・連携して行ったほうがいいと思われるような取り組みはありますか？

	回答数
①ある	82
②ない	6
③無回答	33

※以下、各「項目」と「自由記述」の抜粋を掲載

●「高齢者に関する取り組み案」(17件)

【自由記述】

- ・元気なシニアの生きがいづくり。手助けを求める。高齢者対策。
- ・高齢者の孤立や住民相互のつながりに希薄化は、自治会（老人会、子ども会を含む）でふれあいサロンのような集いの場を設け、住民が親しくなることが大切。
- ・高齢者がどの地域でも多いと思いますので、一声運動をもっと深く取り組んでほしい。

●「地域でのネットワークづくりに関する取り組み案」(17件)

【自由記述】

- ・子育てや高齢・障害をもった人などへの応援の仕組み作りの形は整えることはできています。これをどう動かすか、誰が関わるかは地域の人です。そのアドバイザー・コーディネーターは社協です。
- ・立川市には素晴らしい団体がたくさんあると思うが、NPO ひとつとっても横の連携が取れていない。もっと積極的なアプローチができないものか。
- ・情報交換の場の工夫、情報交換することで新しい問題に取り組むことができる

●「自治会に関する取り組み案」(10件)

【自由記述】

- ・地域福祉を推進するため一番効果的なのは、自治会と手を組むことだと思います。高齢者の見守り活動、孤立死防止のために近所の底力を
- ・自治会加入率が50%ということで地域の住民の各サークル等に呼びかけて社協がまとめ役になればいい。
- ・社協と自治会が協働して知恵と汗を出し、ふれあいの場所づくり等をする。

●「防災・防犯に対する取り組み案」(11件)

【自由記述】

- ・防災に向けた活動の強化。近隣コミュニティづくり。マイノリティな人をはじめ、人の違いを知るイベント、きっかけづくり
- ・災害時においては地域住民、諸団体が連携しなければならない。平常時より顔を知り地域の人たちと交流し連携する機会を持つことであると思う。そのつなぎ役が社協であると思う。

- ・災害や防犯対策に備えて地域住民と連携が必要 だと思う。

●その他の項目

- 「児童・学校に関する取り組み案」(7件)
- 「従来の社協活動の更なる推進」(5件)
- 「住民同士の集う場に関する取り組み案」(5件)
- 「社協活動に関する要望等」(5件)
- 「地域での参加の場の提供に関する取り組み案」(3件)
- 「障害者に関する取り組み案」(1件)
- 「その他」(5件)

【自由記述】

- ・多くの子どもたちのために放課後の空白の時間を擁護してあげられるように、大人達が積極的に地域の呼びかけに協力することが必要と思います。
- ・一つの建物の中で子どもとお年寄りがお互いにふれあいがあり、そこにボランティアが入ることとで若さやら優しさやら知恵が交換できる日常を作る
- ・時宜的、あるいは公的な新制度を普及・理解を促す講座。地域住民が受け身だけでなく、積極的に参加できる手法づくり

4 社協に期待すること

問3. 社会福祉協議会に今後期待することは、どんなことですか？

	回答数
未記入	48
自由記述	73

※以下、各「項目」と「自由記述」の抜粋を掲載

●「高齢者福祉の充実」(12件)

【自由記述】

- ・認知症介護・老老介護で疲れきっている人たちへの対策を早急に願っている。
- ・私も高齢者。現在は元気でボランティア等していますが、ボケ始めた夫と二人の生活ですが自分が倒れたら夫のことがすごく心配。一人住まいの高齢者対策が必要。
- ・地域の民生委員をはじめ、自治会の役員との連絡や情報交換を密にすることで高齢者のサポート役になれると思う。

●「地域福祉コーディネーターの設置等」(8件)

【自由記述】

- ・地域福祉は地域住民が作っていくものだと思います。個々の力(それぞれのボランティア活動)を一つの方向にまとめるコーディネーターの役割を期待。
- ・地域コーディネーターが会議や懇談会の様々な行事に参加して地域の顔になり、問題点や必要としていることなど専門的なアドバイスをしていただき、私達も気軽に相談ができ、行政・社協のパイプ役になっていて大変助かっている。これからも地域に密着した人が増えてほしい。

・地域福祉コーディネーターの全地域配置

●「地域福祉の推進役（リーダー的存在）」（8件）

【自由記述】

- ・個人・団体を把握している社協だからこそ地域の核になると自負して、もっと積極的に地域に働きかけてほしい。中心になるより牽引力になると良い。各地域の支え合いサロン・NPO を全部集めてワイワイガヤガヤ、そんな中から新しい発見があるのではないのでしょうか。
- ・時宜的、あるいは公的な新制度を普及・理解を促す講座。地域住民が受け身だけでなく、積極的に参加できる手法づくり
- ・地域福祉推進の核としての活躍を期待

●「地域ネットワークの構築（人・物・団体）」（8件）

【自由記述】

- ・それぞれの団体をつなぐこと。例えば同じような活動「防災」「MAP」などをしているところ同士など。
- ・各地域の中で高齢者、子育て中の人、子どもたちと様々な人たちが集う場所があると良いと思う。
- ・地域住民とのパイプ役、まとめ役をしてほしい

●その他の項目

「従来事業の更なる推進」（11件）

「セーフティネットとしての役割」（7件）

「障害者福祉の充実」（7件）

「あいあいプランの推進」（6件）

「社協及び各種情報の発信」（4件）

「児童・少子化に対する取り組み」（3件）

「地域の集いの場の設置」（2件）

「成年後見・権利擁護事業の充実」（2件）

「外国人に対する支援」（1件）

【自由記述】

- ・地域にもっと根ざしてほしい（募金だけでなく）。
- ・障害者に関することを聞きましたが（両親が健康だと施設に入りにくい等）、施設利用等を容易に選択できるようになるなど柔軟な対応を期待する。
- ・外国人でも活動に参加しやすい体制づくり。
- ・成年後見制度の利用の充実、権利擁護事業の推進

5 地域福祉推進に関するアイデアについて

問4. 地域福祉の推進に関して何かご提案があればお答えください。

	回答数
未記入	79
自由記述	43

●「高齢に関するキーワード」(17件)

【自由記述】

- ・福祉というと介護とか高齢者とか病気や体の不自由になった人たちのことが前面に出ています。もっと元気な人たちに刺激を、予防を呼びかけるプログラムを考えてほしいです。
- ・高齢者と児童・幼児と障害者の交流の機会を多く作ってふれあうことで偏見をなくし、あたたかい感情が生まれ支え合う街作りの土台になればと思っています。
- ・介護保険利用になれば支援センター等の目が行き届くが、介護保険申請の少し手前で特に独り住まいの方など(町の団体には体力的に少し無理な方)をいきいきと過ごすことができる場所等をたくさんつくるのが大切であると思う。

●「集う場に関するキーワード」(7件)

【自由記述】

- ・閉じこもりがちの人をどうしたら地域に引き出せるか？病気がちの高齢者、いじめや育児放棄にいる子ども、何もすることのない年金生活者、朝の5時からパチンコ屋に並ぶ若者。
- ・福祉に対し参加意識を持った方々に身近に参加できる、抵抗なくスムーズに入れるような場が用意されているような受け入れ態勢づくり。また、参加する方々がひとりでも多くなるよう啓蒙するボランティアの営業マンが必要ではないでしょうか。

●「ボランティア・地域福祉に関するキーワード」(7件)

【自由記述】

- ・住民の福祉への関心を高めるためのレベル・スキルアップの方法に一考を！
- ・ボランティアについて思うことですが、本来ボランティアは無償で行うものですが、タダだと気を使うこともあります。買い物1回300円とか、ちょっとした電球の取り換え300円とかボランティア券制度があると良いと思う。
- ・誰も100%24時間善人でいられなくとも、社会・人のために何か役に立ちたいと思っていると思います。そういう方を増やす広報活動、営業マンの育成ができないでしょうか。

●「防災・防犯に関するキーワード」(5件)

【自由記述】

- ・今は高齢者が多く若者と中年は働きに出て住民相互のつながりが少ない。自治会としても顔の見える団地として頑張っているが、行事をしても同じ参加者で横のつながりが少ない。
- ・通学路や公園などに防犯器具を設置し、パトロールを行ってほしい。
- ・防災・防犯に対する推進

●その他の項目

「社協事業に関するキーワード」(6件)

「制度全般に関するキーワード」(5件)

「コーディネーターに関するキーワード」(3件)

「障害に関するキーワード」(2件)

「外国人に関するキーワード」(1件)

【自由記述】

- ・車いすの方が歩道で商店の品物や看板などにぶつかりながらいるところを何回も見えています。歩道に物がなくなることを願います。

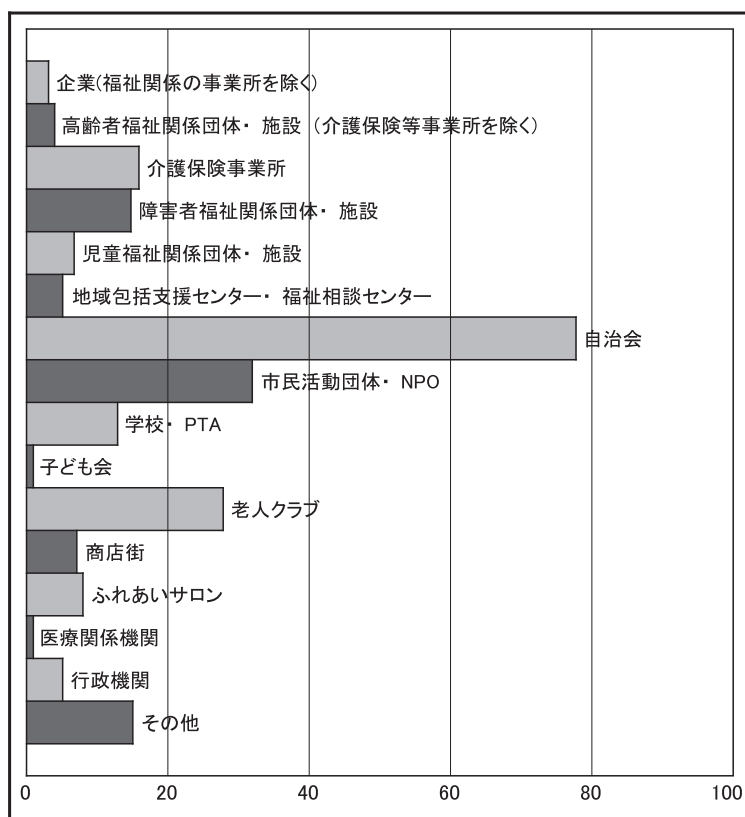
- ・簡単なことのように思われるのですが、話し相手のいないお年寄りや子供が大変多くなったように感じます。話を聞いてあげるだけで喜ばれるのにそれができない世の中になってしまっているような気がしている。
- ・会合もより一層地域住民の福祉に対する意識を向上させるための施策を用意していただきたい。

アンケート結果【団体編】

1 アンケート回答数

◎あなたが所属する団体のことをお聞かせください。(いずれかに○)

	回答数
①企業(福祉関係の事業所を除く)	3
②高齢者福祉関係団体・施設(介護保険等事業所を除く)	4
③介護保険事業所	16
④障害者福祉関係団体・施設	15
⑤児童福祉関係団体・施設	7
⑥地域包括支援センター・福祉相談センター	5
⑦自治会	78
⑧市民活動団体・NPO	32
⑨学校・PTA	13
⑩子ども会	1
⑪老人クラブ	28
⑫商店街	7
⑬ふれあいサロン	8
⑭医療関係機関	1
⑮行政機関	5
⑯その他	15
	238

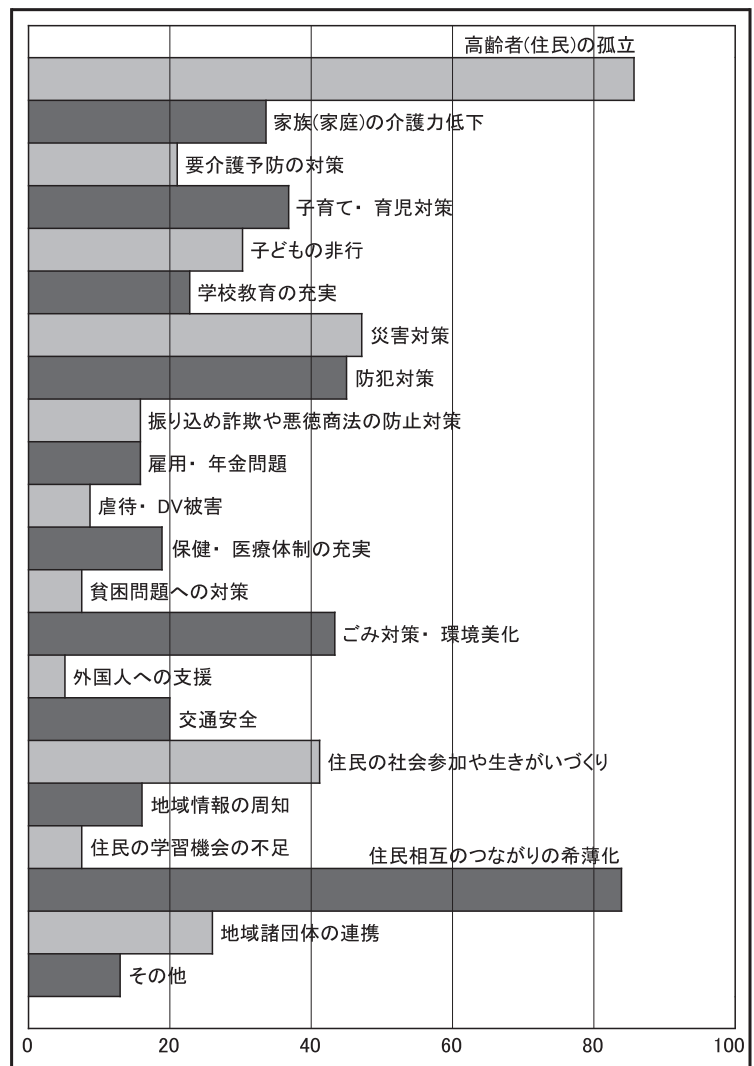


アンケート回答者は238名（母数685名）で、回収率は34.7%と個人よりは低い水準となった。最も多いのが自治会の78団体で、以下市民活動団体・NPO、老人クラブの順となる。

2 生活上の地域課題について

問1. 普段の活動の中から、日頃感じられている地域の課題があれば挙げてください。(上位3つまで○)

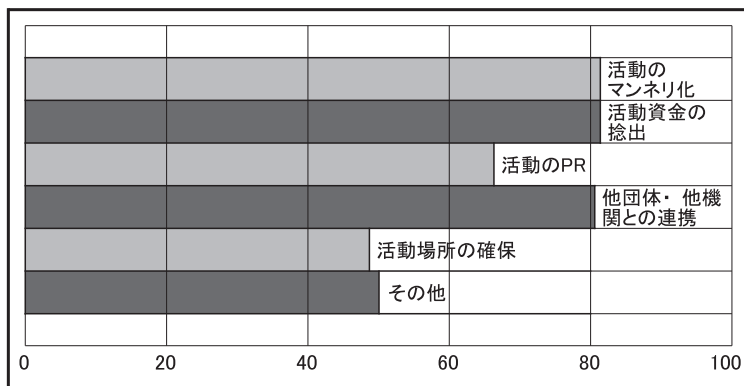
	回答数
①高齢者(住民)の孤立	65
②家族(家庭)の介護力低下	25
③要介護予防の対策	19
④子育て・育児対策	20
⑤子どもの非行	12
⑥学校教育の充実	10
⑦災害対策	35
⑧防犯対策	4
⑨振り込み詐欺や悪徳商法の防止対策	3
⑩雇用・年金問題	3
⑪虐待・DV被害	4
⑫保健・医療体制の充実	16
⑬貧困問題への対策	7
⑭ごみ対策・環境美化	7
⑮外国人への支援	3
⑯交通安全	6
⑰住民の社会参加や生きがいづくり	24
⑱地域情報の周知	8
⑲住民の学習機会の不足	4
⑳住民相互のつながりの希薄化	54
21 地域諸団体の連携	20
22 その他	5
	354



3 団体の活動上の問題点や課題について

問2. 団体の抱える問題点や課題があれば教えてください。(上位3つまで○)

	回答数
①活動のマンネリ化	82
②活動資金の捻出	82
③活動のPR	67
④他団体・他機関との連携	81
⑤活動場所の確保	49
⑥その他	51
	412



※以下、各「項目」と「自由記述」の抜粋を掲載

●「役員（担い手）の高齢化」（12件）

【自由記述】

- ・高齢化が進み活動する事が困難になりつつある。
- ・会員の脱会、高齢化 役員のなり手がいない

●「メンバーの固定化」（8件）

【自由記述】

- ・一緒に活動してくれるメンバーが増えない事
- ・クラブ会長、役員（リーダー、世話人等）を引き受けてくれる人が町内にいない。

●「自治会の課題・問題点」（24件）

【自由記述】

- ・活動役委員の高齢化
- ・自治会活動への参加者が少ない。
- ・地域内の自治会の高齢化に伴ないボランティア活動協力体制の弱化
- ・自治会単位では人づくりが困難

●その他の意見

「他団体との連携強化」（8件）

「活動意識の希薄化」（6件）

「地域の人たちが集う場所の確保」（3件）

「その他」（16件）

【自由記述】

- ・老人クラブへの加入者が無い。
- ・障害を持つ方への支援そのもの
- ・子供が安心して遊べる場所
- ・地域住民の問題意識の低下により周辺地域の環境美化など高齢者幼児学童の安心安全への気配りと実行

・活動自体は繰り返し行われるべきものと思うが、目的や意義の確認・伝達が十分でないまま、活動だけが繰り返されること

4 団体と社協の協働・連携すべきことについて

問3. 地域福祉を推進するために、地域住民や他団体、あるいは社会福祉協議会と協働・連携して行ったほうが良いと思われるような取り組みはありますか？

	回答数
①ある	113
②ない	70
③無回答	55

※以下、各「項目」と「自由記述」の抜粋を掲載

●「高齢者に関する取り組み案」(25件)

【自由記述】

- ・老人が積極的に社会参加（ボランティア、講演会、趣味の会）できる機会と広報を行ってほしい
- ・高齢者の居場所作りをしていきたまり場では、お茶が飲めたり好きなときに参加し、好きな時間居られる、決まりがない居場所作りが出来たらと、高齢になってあれこれしなければという義務感では参加したくないと思っている人が多い。
- ・定年退職された方々への支援、ボランティア活動

●「地域のつながり・ネットワークづくりに関する取り組み案」(20件)

【自由記述】

- ・分からない地域での支援の輪の広がりが必要
- ・地域で子供や高齢者を見守るためにお互いに声をかけやすくするために、あちこちに「たまり場」のようなものがあるとよい。
- ・地域を巻き込んでの活動をする人たちのスキルアップや世代間交流の機会・学習の場の提供。

●「児童・学校に関する取り組み案」(17件)

【自由記述】

- ・小学生の休日の有意義な過ごし方と、非行防止
- ・子育て困難家庭への支援
- ・学校や自治会との連携 地域で非行や高齢者の孤立を支えていった方が良いと思います

●「防災・防犯に関する取り組み案」(13件)

【自由記述】

- ・最近強盗事件や不審者情報がとても多いので警察との連携や地域でのネットワークづくりが強化されるといいと思います
- ・防災上、高齢者、要介護者の情報と自治会との連携をどうするか。
- ・地域防災の強化の為、平常時から自力行動の不自由な方等の情報の共有は図れないか。

●「地域施設・団体に関する取り組み案」（２０件）

【自由記述】

- ・様々な会、団体が多く、同一兼任が多すぎる。統一した方がよいと思う
- ・地域の団体と連携して行政ではできない小さなことは住民の力で取り組んでいけるような地域づくりをと思う。
- ・各種相談会や催事を通じて制度や利用方法のＰＲをおこない、両組織が活発に活動できるよう共助すること。

●その他の項目

「障害者福祉に関する取り組み案」（３件）

「自治会に関する取り組み案」（８件）

「その他」（１８件）

【自由記述】

- ・車椅子介助員の人材登録
- ・福祉協議会が町会等に配布する文書や募金等は町会が協力するのは当たり前だの態度が伺える
- ・そもそも社会福祉協議会は何をどのようなことをどのように行っているのか、福祉課との違いは何かを世の中に知らせていただきたい。

５ 団体として社協に期待すること

問４．社会福祉協議会に今後期待することは、どんなことですか？

	回答数
未記入	129
自由記述	109

※以下、各「項目」と「自由記述」の抜粋を掲載

「高齢者福祉の充実」（２１件）

【自由記述】

- ・高齢者への見守りネットワーク
- ・高齢者の孤立、対策をどうすればよいかに対しての指導。
- ・高齢化社会であり、かつ単身家族が多く見受けられます。この様な状況にある者のフォローの在り方を確立してほしい。個人では、プライバシーの問題もあり踏み込めない部分があるため

「地域福祉の推進役（リーダー的存在）」（１５件）

【自由記述】

- ・地域福祉コーディネーターの全市的配置
- ・地域の主役であるボランティアさんや地域福祉活動に積極的な方を発掘、集約して頂き、それぞれの団体とのコーディネーションをしていただきたいと思います。
- ・多方面にわたって地域福祉に関する情報提供相談等も含め協働できる街作り、安心して住める立川の架け橋役として今後も期待したい

「他機関との連携・調整（ネットワークの構築）」（１８件）

【自由記述】

- ・各団体と情報を共有し、団体同士や人と人をつなげるきっかけを作っていく事。
- ・NPOや各機関と地域の密着度を増すため、地域にいろいろな働きかけが出来ると良いと思います。
- ・地域福祉の情報発信と地域ニーズ把握の中から新しいサービスの創設等

「従来事業の更なる推進」（３０件）

【自由記述】

- ・職員の意識改革。
- ・具体的活動成果の明確化（PR、計画）を示す
- ・地域住民から見て社会福祉協議会がどんな事をしているのか良く分からない人が多数います。住民が分かりやすい活動を行ってください。

その他の意見

「理念やハードに関する取り組み」（６件）

「セーフティーネットとしての役割」（５件）

「児童・少子化に対する取り組み」（５件）

「地域の集いの場の設置」（４件）

「人材育成・派遣」（３件）

「障害者福祉の充実」（１件）

「防災・防犯に関する取り組み」（３件）

「その他」（４件）

【自由記述】

- ・地域の防犯対策の強化
- ・子供がいるorいないに関係なく、20代～40代くらいの人たちも地域に関心を持てる手立てを考えてほしいです。
- ・地域福祉との核となり誰もが福祉の心が持てるように

6 団体としての地域福祉の推進に関するアイデア

問5. 地域福祉の推進に関して何かご提案があればお答えください。

	回答数
未記入	171
自由記述	67

※以下、各「項目」と「自由記述」の抜粋を掲載

「協働・連携に関するキーワード」（１９件）

【自由記述】

- ・各地域に市民活動センターの分室をおき、ここを拠点として地域の団体と連携・協働し地域に

密着した活動ができるのではないと思う。

- ・地域のつながり構成マップを作り、協働・連携が出来る構図による体制づくり。
- ・社会福祉を支える団体、事業所は沢山あるがこれ等と協議会は如何に連携し、情報交換を行い、縦割りでなく地域社会のリーダーになってもらえるか期待する。

「情報提供・周知に関するキーワード」（１０件）

【自由記述】

- ・市民に対する活動PRはお役所的でなく、何が目的かを分かり易く改善する。
- ・社会福祉協議会の広い機能について、一般の市民がもっと知り利用することにより、社会福祉協議会により多くの情報が集まるよう、さらに誰にも親しまれるよう、一層の広報をしていければとおもいます。
- ・数々のイベントや会議などが立川中心部であるが社協やアイム役所中心から離れている地域の方のために場所を時々変えるとうい

「高齢に関するキーワード」（９件）

【自由記述】

- ・高齢者が協力できる身近な内容の福祉活動をたぶん色々と理屈の多い高齢者のことですから最初は協力者が少ないと思いますが、時間を掛ければだんだんと輪が広がってきます。
- ・全てが地域福祉の中で解決しようとししないで、老人ホーム等の施設を活用することを資源に位置つけたフレキシブルなシステムづくりが必要だと思います。
- ・地域の事は、地域力で解決していくことが大切ですが、地元高齢者の方がたは地域で生活していて胸につかえるものもあるかと。

「学びに関するキーワード」（１０件）

【自由記述】

- ・人は一人で生きられないという生活体験する場の提供が出来ればいいですね。
- ・マンパワーの確保が必要不可欠と思われます。どうすれば人材が集まるのでしょうか？
- ・子育て世代にとって為になる講座やイベントが多く行われているものの、なかなか人は集まらない。質の高いものでありながら、もう少し融通のきく保育システムはないものか？

その他の意見

「制度に関すること」（９件）

「コーディネーターに関するキーワード」（６件）

「セーフティネットに関するキーワード」（５件）

「その他」（１６件）

【自由記述】

- ・活動自体に参加するのが、負担のようなイメージになっており、なかなか役員がきまらない現状もある。
- ・現在の地域福祉事業は、長年のマンネリ化で事業は幅広く行っているが、その実態は地域住民にあまり浸透していない。もっと現実的な福祉を望む。
- ・支援を求めている人と支援をしたい人の間に色々なミスマッチがあるように思います。

◆アンケートから読み取れること

①孤立しやすい高齢者や住民を地域で支えるしくみづくりの必要性

今回のアンケートで地域の課題について最も多くの声が寄せられたのは『高齢者（住民）の孤立』の問題についてです。第2次プランでの位置づけとしては、目標1の4『支えあいサロン』の促進と「グッドネイバー運動」の発展』や、目標5の2『地域におけるニーズの早期発見と予防の取り組みの推進』がそれにあたります。現状、評価も星2つと少ないことから、第3次プランでも積極的に取り組むことが必要です。

②住民相互でつながる・住民相互がつながる場の設置

次いで多かったのは『住民相互のつながりの希薄化』が挙げられます。第2次プランでの位置づけとしては、目標1の1『「地域福祉推進検討委員会（仮称）」および「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」の設置』や目標2の3『市民、ボランティア、NPO団体、企業、学校のネットワークの形成』などがそれにあたります。住民同士がつながる機会や場を創設することで、より一層の地域福祉の推進が期待されます。

③必要な人、必要な場所、必要な時に必要な情報の提供

他には『情報の伝達不足』も個人・団体としては大きな問題として、比較的多く挙げられています。第2次プランの位置づけとしては、目標1の2『「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」への「地域福祉コーディネーター」の配置』や、目標3の1『ボランティア・市民活動情報の受発信の強化』がそれにあたり、情報の受発信のみならず、地域で情報をどう活かすかが重要なポイントとなっています。

④その人らしい生き方を多様に支援する体制づくり

アンケート全体から読み取れることですが、個人・団体から『自分なりの生き方』、『自分なりの地域活動』というニュアンスが多く見受けられました。第2次プランでいう目標2の1『市民参画による「市民活動センターたちかわ」の運営』や、目標4の1『「地域あんしんセンターたちかわ」の機能強化』などが当てはまります。個人に合わせた自分らしい生き方を提案することで、より魅力的な、住みよいまち「立川」が実現するものと思われます。

以上、主に4つの項目に絞り、地域の課題や推進に関する事項をまとめました。

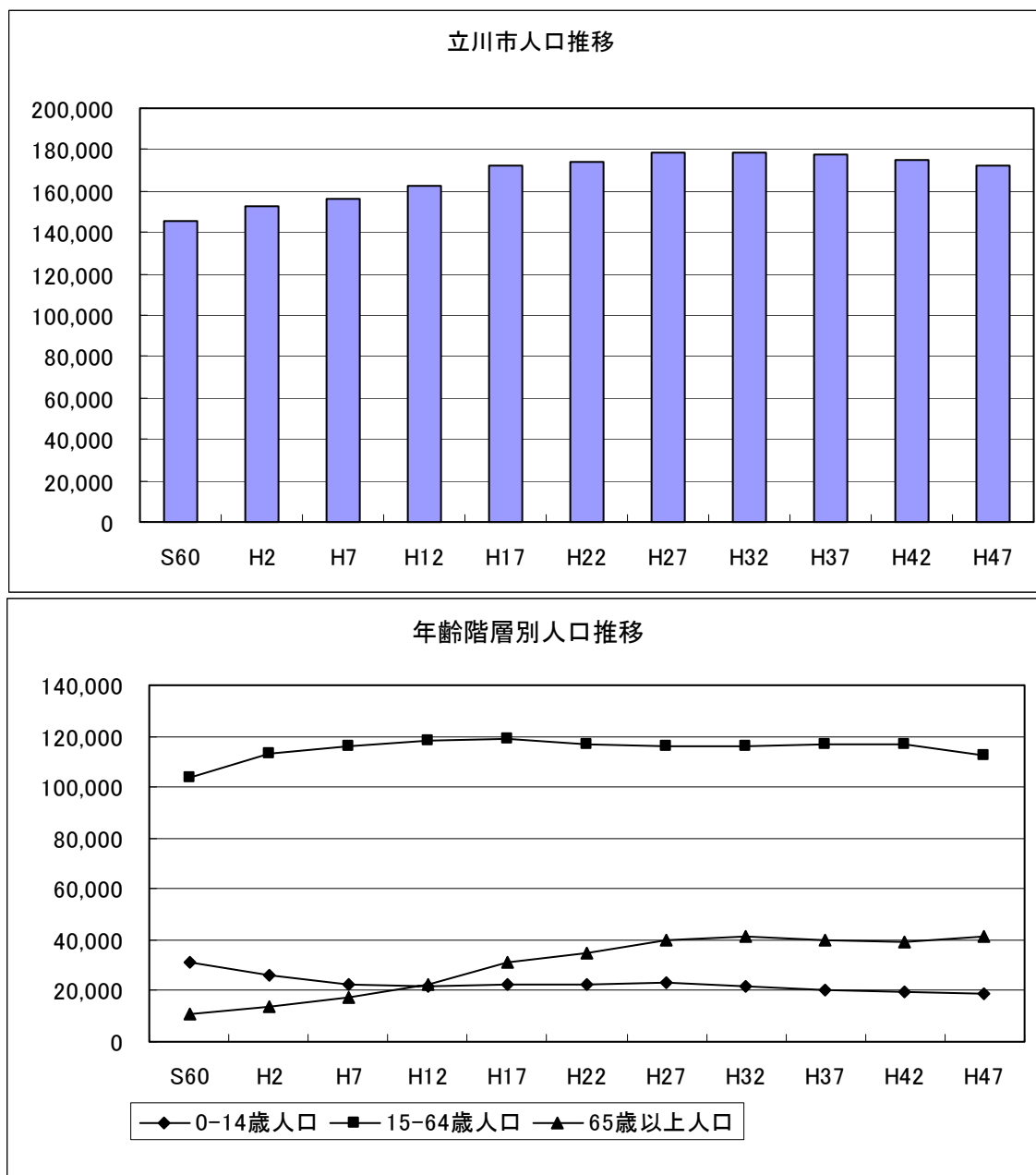
現状、第2次「立川あいあいプラン21」に盛り込まれている内容も多々ありますが、第3次「立川あいあいプラン21」作成の参考とさせていただきました。

V 資料

立川市の人口動態

1－立川市の人口推移

立川市の人口は現在、増加傾向にあります。市の予測では、平成 30 年をピークに減少に転じます。また、年齢階層別に人口推移を見ると 14 歳以下の人口は減少傾向、65 歳以上は増加傾向となっています。



資料:平成 17 年までは 1 月 1 日現在人口(外国人登録者を含む)住民基本台帳人口
平成 27 年以降は立川市第 3 次基本計画の将来人口推計【立川市企画政策課】

2ー地域包括支援センターの生活圏域でみる人口と世帯数

立川市の地域包括支援センターは担当町別に6つの生活圏域を設けています。現在は、どのエリアの人口も増加傾向にあります。また、1世帯当たりの人口は北部が多く、中部、南部が少ない傾向があります。

年	南部西 (富士見・柴崎)		南部東 (錦・羽衣)		中部 (高松・曙・緑)		北部東 (栄・若葉)		北部中 (幸・柏・砂川・泉)		北部西 (上砂・一番・西砂)		総世帯数	総人口
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口		
平成16年	12,682	27,387	12,651	25,216	10,979	20,904	10,473	25,262	15,204	37,445	12,368	31,452	74,357	167,666
平成17年	13,448	29,058	12,693	25,111	11,085	21,033	10,604	25,492	15,444	37,604	12,476	31,412	75,750	169,710
平成18年	13,592	29,191	13,001	25,532	11,366	21,328	10,713	25,563	15,896	37,659	12,602	31,335	77,170	170,608
平成19年	13,675	28,929	13,334	26,025	11,863	22,279	10,846	25,404	16,129	37,889	12,960	31,738	78,807	172,264
平成20年	13,820	29,025	13,414	26,019	12,116	22,460	11,064	25,502	16,546	38,550	13,176	31,552	80,136	173,108
平成21年	13,932	29,028	13,462	25,914	12,565	23,044	11,190	25,468	16,770	38,844	13,336	31,911	81,255	174,209
世帯当たりの人口	2.08		1.93		1.83		2.28		2.32		2.39			2.14

資料：立川市住民基本台帳人口 各年4月1日現在

3ー昼間人口と夜間人口

立川市の昼間人口は、平成2年では昼間人口と夜間人口の差が約13,000人でしたが、平成17年には差が約21,000人になり、他地域からの通勤・通学者数が増加傾向にあります。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
昼間	164,788	175,523	182,157	193,465
夜間	151,434	157,506	163,987	172,563
差	13,354	18,017	18,170	20,902

資料：国勢調査

4ー単身世帯・核家族世帯

平成17年の国勢調査における立川市の単身世帯数は27,682世帯、市内全世帯数のうち37.08%が単身世帯です。このうち、単身の高齢者世帯は6,645世帯で平成12年から平成17年のあいだに、2,195世帯、率にして2.4ポイント増加しています。

	総世帯数	核家族世帯	単身世帯	うち単身の高齢者世帯	核家族の割合	単身の割合	うち単身の高齢者世帯の割合	その他の世帯の割合
平成12年	68,414	39,123	24,483	4,450	57.19%	35.79%	6.50%	7.03%
平成17年	74,648	42,166	27,682	6,645	56.49%	37.08%	8.90%	6.43%
差	6,234	3,043	3,199	2,195	-0.70 ポイント	1.30 ポイント	2.40 ポイント	-0.60 ポイント

資料：国勢調査

5－一人暮らし高齢者

平成 17 年の国勢調査によると、単身世帯数のうち一人暮らし高齢者世帯は 6,645 世帯であり、老年人口に占める割合は 21.49%と、65 歳以上の 5 人に 1 人が一人暮らしで、5 年前と比較して約 3 ポイント増加しています。

	総人口	65 歳以上人口	一人暮らし 高齢者世帯	比率	単身世帯	比率
平成 12 年	162,549	23,603	4,450	18.85%	24,483	15.06%
平成 17 年	172,566	30,918	6,645	21.49%	27,682	16.04%

資料：国勢調査

6－認知症高齢者

市内の認知症高齢者は 2,274 人と高齢者人口の約 7%です。また、要介護認定を受けた高齢者は約 13%です。

	総人口	高齢者人口	65～74	75～	要介護 認定者数	出現率	認知症 高齢者数	出現率
平成 17 年	168,828	28,239	17,040	11,199	3,717	13.2%	1,619	5.7%
平成 20 年	173,619	33,203	19,338	13,865	4,327	13.0%	2,274	6.8%

※ 人口は住民基本台帳人口(平成 17 年 1 月 1 日現在/平成 20 年 10 月 1 日現在)

※ 要介護認定者数は介護保険施設入所者を除く(平成 17 年 1 月 1 日現在/平成 20 年 9 月末現在)

※ 認知症高齢者数は認知症自立度Ⅱ以上で介護保険施設入所者を除く

(平成 17 年 5 月 28 日現在/平成 20 年 9 月末現在)

7－要介護認定者数の推移

要介護の認定を受けている方の数は増加していますが、人口との比率で見た出現率は減少傾向にあります。

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
65 歳以上人口	26,738	27,900	29,108	30,511	31,837	33,203
65 歳から 74 歳	16,375	16,887	17,431	18,118	18,756	19,338
75 歳以上	10,363	11,013	11,677	12,393	13,081	13,865
要介護認定者数	3,841	3,975	4,181	4,369	4,487	4,732
65 歳から 74 歳	824	839	839	842	860	863
75 歳以上	3,017	3,136	3,342	3,527	3,627	3,869
要介護認定出現率	14.37%	14.25%	14.36%	14.32%	14.09%	14.25%
65 歳から 74 歳	5.03%	4.97%	4.81%	4.65%	4.59%	4.46%
75 歳以上	29.11%	28.48%	28.62%	28.46%	27.73%	27.90%

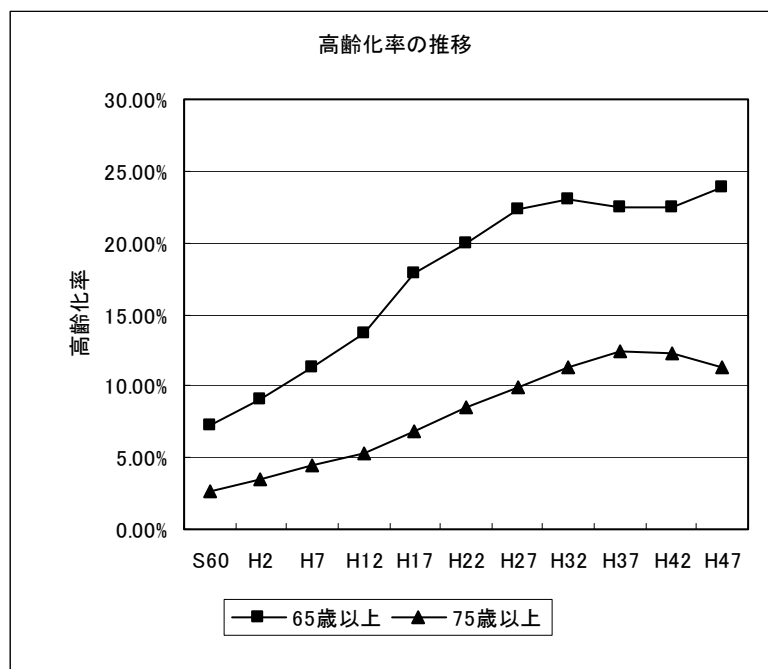
※ 人口は各年 10 月 1 日現在。要介護認定者数は、第 1 号被保険者の各年度 9 月末現在

8－高齢化率の推移

平成 20 年 1 月 1 日現在の 65 歳以上の高齢化率(65 歳以上の人口比率)は 18.63%で、75 歳以上の人口比率も 7.69%となっています。

平成 17 年と平成 32 年の割合を比較すると、65 歳以上は約 1.3 倍、75 歳以上については約 1.6 倍に増加することが見込まれます。

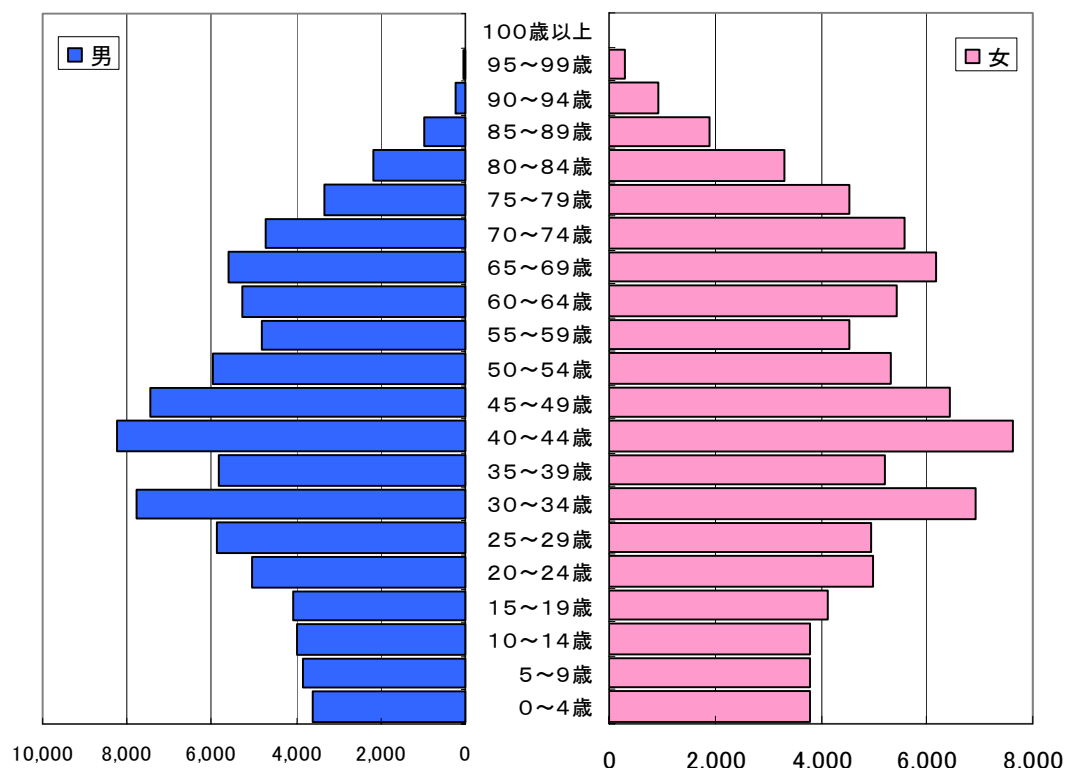
	立川市 人口	高齢化率	
		65 歳 以上	75 歳 以上
昭和 60 年	145,941	7.30%	2.60%
平成 2 年	153,041	9.14%	3.53%
平成 7 年	155,832	11.24%	4.43%
平成 12 年	162,549	13.74%	5.26%
平成 17 年	172,132	17.96%	6.92%
平成 22 年	178,143	19.90%	8.50%
平成 27 年	183,000	22.30%	9.90%
平成 32 年	183,000	23.00%	11.30%
平成 37 年	182,000	22.40%	12.40%
平成 42 年	180,000	22.50%	12.30%
平成 47 年	177,000	23.90%	11.30%



資料:再掲 平成 17 年までは 1 月 1 日現在 住民基本台帳人口(外国人登録者を含む)

平成 27 年以降は第 3 次基本計画の将来人口推計【立川市企画政策課】

平成 27 年 人口ピラミッド



9－障害者数

障害者数を人口当たりの人数で比較すると、立川市の身体障害者数は 27.8 人/千人で、東京都や全国よりも少なくなっています。一方、知的障害者数は 5.5 人/千人で、東京都より多く、全国より少なくなっています。また、精神障害者数は、4.3 人/千人で、東京都や全国よりも多くなっています。

	人 口 (注1)	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		人 数	人／千人	人 数	人／千人	人 数	人／千人
立川市	176,326	4,895	27.8	968	5.5	757	4.3
東京都	12,857,373	429,635	33.4	62,261	4.8	45,058	3.5
全 国	129,240,000	4,946,431	38.3	756,843	5.9	442,728	3.4

※ 人口、人数は外国人登録者を含む人数

資 料：身体障害者…身体障害者手帳交付台帳登載者数(注2)

知的障害者…療育手帳交付台帳登載者数(注2)

精神障害者…精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載者数(注2)

注1：立川市・東京都については平成 20 年4月1日現在(平成 20 年度当初)

全国については平成 20 年3月 31 日現在(平成 19 年度末)

全国の外国人登録者数については、平成 19 年 12 月末と平成 20 年 12 月末の 人数より推計したものを使用

注2：各障害者数は、平成 20 年3月 31 日現在(平成 19 年度末)

10－少子化の状況

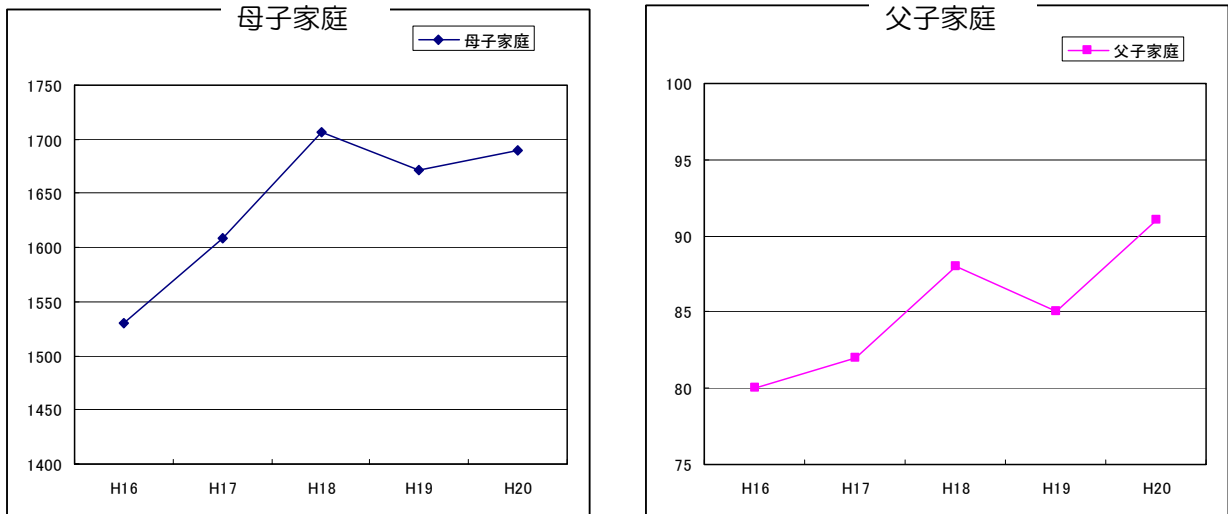
5 年ごとの 18 歳未満の人口の割合は、減少傾向にありますが、その傾向は徐々に弱まっています。

	総人口	18 歳未満 合計	18 歳未満 の割合	0-2	3-5	6-8	9-11	12-14	15-17
平成 5 年	154,884	29,724	19.19%	4,281	4,337	4,615	4,875	5,431	6,185
平成 10 年	158,858	27,077	17.04%	4,410	4,424	4,236	4,394	4,605	5,008
平成 15 年	165,410	26,653	16.11%	4,581	4,478	4,459	4,243	4,218	4,674
平成 20 年	172,547	26,972	15.63%	4,452	4,628	4,518	4,615	4,395	4,364

資料：各年 1 月 1 日現在 住民基本台帳人口

11-ひとり親世帯

児童育成手当の受給世帯が年々増加しており、ひとり親世帯は増加傾向となっています。



資料: 児童育成手当受給者数

12-生活保護の状況

生活保護を受ける世帯や人数は毎年増加傾向で、立川市の保護率は東京都平均値より約 6 ポイント多くなっています。

	被保護世帯数		被保護者数		保護率(%)	
	東京都	立川市	東京都	立川市	東京都	立川市
平成 16 年	134,549	2,396	179,189	3,400	14.5	20.1
平成 17 年	141,121	2,495	188,276	3,551	15.1	20.8
平成 18 年	146,063	2,618	194,691	3,688	15.5	21.5
平成 19 年	149,918	2,725	199,523	3,782	15.7	21.7
平成 20 年	154,059	2,804	203,943	3,876	15.9	22.1

資料: 立川市統計年報 各年 3 月 31 日現在

東京都の被保護世帯数は3月中

13－住宅の状況

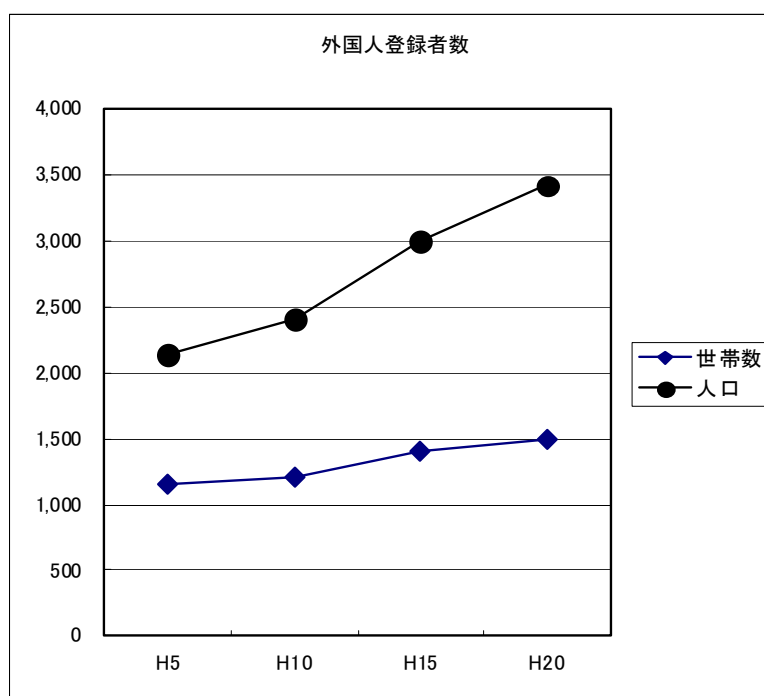
立川市では多摩 26 市と同様に年々、共同住宅の割合が多くなっています。共同住宅の比率を平成 7 年から平成 17 年までで比較すると、多摩 26 市が約 2 ポイント上昇しているのに対し、立川市は約 3 ポイント上昇しています。

		全戸数	一戸建て	比率	長屋建	比率	共同住宅	比率
平成 7 年	立川市	59,454	21,688	36.48%	1,600	2.69%	36,166	60.83%
	多摩 26 市	1,389,138	563,915	40.59%	40,490	2.91%	784,733	56.49%
平成 12 年	立川市	66,009	23,821	36.09%	1,081	1.64%	41,107	62.27%
	多摩 26 市	1,530,460	619,082	40.45%	32,887	2.15%	878,491	57.40%
平成 17 年	立川市	73,181	25,313	34.59%	976	1.33%	46,892	64.08%
	多摩 26 市	1,654,758	662,996	40.07%	29,089	1.76%	962,673	58.18%

資料：国勢調査

14－外国人登録者数の推移

立川市の外国人登録者数は平成 20 年で 3,423 人、人口構成比は約 2%です。平成 5 年は約 1.4%でした。



各年 1 月 1 日現在

資料：「世帯と人口」(立川市作成)

策定委員会

社会福祉法人立川市社会福祉協議会第3次立川あいあいプラン21策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人立川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）第3次立川あいあいプラン21（以下「あいあいプラン」という。）の策定委員会の設置について必要な事項を定め、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(任務)

第2条 策定委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社協あいあいプランの策定に関する必要な事項の検討
- (2) その他、社協会長が必要と認めた任務

(策定委員会)

第3条 策定委員会の委員は、次の各号の中から15名以内を選任し、社協会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 立川市自治会連合会
- (3) 立川市民生委員協議会
- (4) 社協市民活動センターたちかわ登録団体
- (5) 立川市内地域包括支援センター
- (6) 公募市民
- (7) 立川市福祉保健部
- (8) 社協理事
- (9) 社協会長が必要と認めた者

2 策定委員会に委員長1名、副委員長1名をおき社協会長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を招集し議事を進行する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 策定委員の任期は、委嘱をした日から平成22年3月31日までとする。

(部会)

第5条 策定委員会に、あいあいプランの推進基盤となる、社協の財政、組織等を検討する部会を設置する。

2 部会の委員は、策定委員会委員と社協関係者とする。

3 部会は、社協事務局が招集し議事を進行する。

(守秘義務)

第6条 策定委員は、策定委員会で知りえた個人のプライバシーを他に漏らしてはならない。この職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、社協地域活動推進課総務係が担当する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

第3次「立川あいあいプラン21」策定委員会委員

森本佳樹	立教大学コミュニティ福祉学部	◎
見目周造	立川市自治会連合会	～H21.8.20
波多野順子	立川市民生委員・児童委員協議会	
野田美輝	中部たかまつ地域包括支援センター	
芝田達矢	立川商工会議所	
師岡恵美子	木葛	
吉田孝二	グッドネイバー若葉	
佐藤千鶴子	立川市手をつなぐ親の会	
中嶋節子	(NPO)立川子ども劇場	
細谷 訓	(NPO)SPORTS・ACT	
二木竜太	錦町（公募市民）	
田島 誠	若葉町（公募市民）	
野島一巳	立川市福祉総務課	～H21.3.31
小山秀幸	立川市福祉総務課	H21.4.1～
梅澤伸雄	立川市福祉総務課	H21.4.1～
宮本直樹	社協理事	○

任期／H20.9.30～H22.3.31（◎：委員長、○：副委員長）

第3次「立川あいあいプラン21」策定委員会発展強化部会委員

師岡恵美子	策定委員
田島 誠	策定委員
宮本直樹	策定委員
滝島秋生	社協理事
福本行廣	社協理事
金高喜久治	社協理事

任期／H20.9.30～H22.3.31

「第3次あいあいプラン」の策定作業が終わり、立派な計画書として完成しました。まず、策定委員会・関係者の積極的な参加と協力に感謝を申し上げます。

とは言え当然ながら、計画は実行し目標を達成できなければ意味がないので、これからの実施期間中に、多くの立川市民・関係者に、計画の理念を理解してもらい、その実現に向けて参加・協力してもらうことが重要になります。その点、第2次の「あいあいプラン」は、完全とは言えないまでも、多くの成果を挙げることができたと考えています。その詳細は、計画書の「1－5 第2次『立川あいあいプラン 21』の評価」を参照していただきたいと思います。計画期間中にも地域懇談会を開催し市民の参加を広く呼びかけたこと、推進評価委員会や作業部会を定期的に行い、論議を活発に行い、進捗状況の分析と推進方策の検討を重ねたこと、あるいは、1人しか配置できませんでしたが、地域福祉コーディネーターの地道な活動が徐々に知られ浸透し、一定の評価を得たことなどを、高い評価につながったと思います。

しかし、先にもふれたように、第2次のプランで掲げたことがすべて達成できたわけではありません。したがって、第3次のプランでは、計画の理念や長期目標は第2次のプランを引き継ぎながらも、その達成に向けた方策をより具体的に、かつ、出来る限り数値目標を設定して、達成度合いを数量的に「見える化」しようとしたこと、さらには、計画の推進母体となる社協組織自体の発展・強化計画を併せて策定したことなど、目標の達成に向けて、より一層の努力を重ねる決意を新たにしました。

ところで日本の社会は、今後ますます少子高齢化が進み、子育てや高齢者介護におけるさまざまな課題が現れることが予測されます。また、リーマンショック以降顕在化した「派遣切り」やホームレス問題など、新しい「貧困」問題も大きな課題になってきています。そのほか、高次脳機能障害や若年性認知症など、これまでの制度ではなかなか対応できない新しい課題や児童虐待や高齢者虐待などの問題も起きてきています。このことは立川市においても同様です。市民生活において、24時間365日の安全・安心を得るためには、こうした多様な課題に対して、いかにして公私協働して課題解決に取り組んでいけるかが問われています。

立川市も第2期地域福祉計画を策定し、これからの立川市の地域福祉の推進に取り組もうとしています。これら2つのプランが車の両輪として、相互に協力・連動して課題解決にまい進することが強く求められています。そのためには、多くの人々がこれらの計画の実施プロセスに参加・協力することが重要です。「第3次あいあいプラン」を目にした多くの市民・関係者の皆さんの参加を期待しています。

2010年5月

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会
第3次「立川あいあいプラン 21」策定委員会
委員長 森本 佳樹

誰もが安心して楽しく幸せにいきいきと暮らせるまち「立川」

第3次立川あいあいプラン21

〈地域福祉市民活動計画〉



発行 2010(平成 22)年 10 月
社会福祉法人立川市社会福祉協議会
〒190-0013 立川市富士見町 2-36-47
TEL 042-529-8300 FAX 042-529-8714
E-mail: aiaics@whi.m-net.ne.jp
URL: <http://www.tachikawa-shakyo.jp/>
編集 第 3 次「立川あいあいプラン 21」策定委員会
印刷 株式会社朝雅